

令和元年度

山梨県PTA協議会

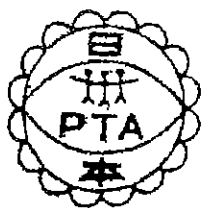
山梨県PTA親子安全会

山梨県PTA扶助会

定期総会議案書

日時 令和元年6月1日（土） 午後1時開会

会場 東京エレクトロン韮崎文化ホール 大ホール
〒407-0222 韮崎市藤井町坂井205番地
TEL: 0551-20-1155



PTAの歌

春日 紅路 作詞
西條 八十 補詞
古関 裕一 作曲
宮本 一 編曲

Moderato
mf

B E E#dim F#7 B E F#7 B

はるかぜそよそよ ふくまどに ことりもくるくるとんでくる

F# B D#m7 G#m7 C#m9 F#7

あかるい まーどーよ ほほえむかおよ

E B F#7 B F#7

さくらの はなさく はるのうた

B E B/D# E B/F# F#7 B

みんな で いっしょに うたおうよ

- 一 春風そよそよ 吹く窓に
小鳥もくるくる とんでくる
明るい窓よ ほほえむ顔よ
さくらの花咲く 春の唄
みんなでいっしょに うたおうよ
- 二 みどりに輝く 学校が
明るい家庭を よんでいる
希望の町よ 希望の村よ
文化の光に 手をのべて
子どもといっしょに 進もうよ
- 三 あふれる力に 健康に
子どもがよんでる おどってる
みよりの秋よ もみじの丘よ
こころも楽しい ハイキング
子どもといっしょに おどろうよ
- 四 世界を結んだ 大空に
ひびいて子どもの 胸が鳴る
あしたの鐘よ タベの鐘よ
平和で住みよい 日本を
みんなでいっしょに つくろうよ

令和元年度 定期総会 次第

～山梨県 PTA 協議会・山梨県 PTA 親子安全会・山梨県 PTA 扶助会～

日 時 令和元年6月1日(土) 12:30受付 13:00開会
会 場 東京エレクトロン 韮崎文化ホール 大ホール

- 1 開会のことば
- 2 国歌・PTAの歌斉唱
- 3 会長あいさつ
- 4 来賓祝辞
- 5 来賓紹介
- 6 山梨県教育委員会より感謝状贈呈
受賞者氏名(敬称略)

平成30年度山梨県PTA協議会		(平成30年度所属及び職)	
会長	佐野 誠	上条中学校PTA	
副会長	武田 憲政	羽黒小学校PTA	
〃	國守 清光	浅川中学校PTA	
〃	村松 正志	市川中学校PTA	
〃	加藤 桃子	長坂中学校PTA	
〃	須田 俊介	都留第一中学校PTA	
〃	加藤 浩二	秋山中学校PTA	
〃	小坂 健二	大月東小学校校長	
親子安全会・扶助会 会長	前田 友也	楡形中学校PTA	

7 議長選出

8 議 事

第1号議案 平成30年度 事業報告・決算報告の承認に関する件

- (1) 協議会事業報告・会計報告, 会計監査報告
- (2) 親子安全会事業報告・会計報告, 会計監査報告
- (3) 扶助会事業報告・会計報告, 会計監査報告
- (4) 親子安全会・扶助会定款の改廃について

第2号議案 令和元年度 役員承認に関する件

(山梨県PTA協議会, 山梨県PTA親子安全会・扶助会)
— 新旧役員あいさつ —

第3号議案 令和元年度 事業計画案・予算案の承認に関する件

- (1) 協議会事業計画・予算案提案
- (2) 親子安全会事業計画・予算案提案
- (3) 扶助会事業計画・予算案提案

第4号議案 令和4(2022)年度開催予定

第54回日本PTA関東ブロック研究大会山梨大会の開催について
準備運営にかかわる事項の理事会への一任承認に関する件

その他

9 議長解任

10 閉会のことば

※ 参加者 単位PTAの代表者2名(保護者1・教職員1)
247PTA×2=494名

平成30年度 経過報告

- 4月 3日 第4回役員選考委員会 県P事務局
 11日 第1回親子安全会・扶助会審査運営・認定委員会 県教育会館
 13日 関プロPTA協議会会長会議 神奈川県箱根町 佐野
 17日 親子安全会・扶助会学校事務説明会 中巨摩教育会館
 18日 親子安全会・扶助会学校事務説明会 甲府市南部市民センター
 19日 親子安全会・扶助会学校事務説明会 富士吉田市民会館
 24日 精神保健セミナー委員会 福祉プラザ 市川
 25日 第1回教育会館入居団体代表者会議 県教育会館 局長・次長
 26日 県教科用図書選定審議会及び委嘱式 ぴゅあ総合 石原 中島
- 5月 7日 都留市小中学校PTA連合会定期総会 谷村第一小 井上貴文
 8日 県社会教育振興会第1回理事会 防災新館 佐野
 平成29年度定期監査（協議会・親子安全会・扶助会）県教育会館
 監事 山内 谷内 堀内
 9日 第1回地域連携子どもと親と教師の教育相談事業連絡協議会 防災新館 市川
 南都留郡PTA連合会総会 南都留教育会館
 10日 富士吉田市PTA連合会総会 富士吉田市民会館 佐野
 11日 南アルプス市連合PTA総会 若草生涯学習センター 前田
 峡南PTA協議会総会 中富総合会館 宮川
 第1回山梨県教育振興基本計画策定委員会 防災新館 佐野
 12日 広報紙コンクール・広報紙づくり講習会 甲府市南部市民センター 37人参加
 第68次春季教育研究山梨県集会 忍野小 井上貴文
 北都留小中学校PTA連合会定期総会 上野原市文化ホール 進邦会長
 大月市PTA連合会総会 大月市民会館
 14日 第52回県公立小中学校教頭会定期総会 甲府市民会館 進邦会長
 15日 第1回正副会長会議 県教育会館
 第1回いじめ問題対策連絡協議会 防災新館 佐野
 17日 県食育推進協議会第1回幹事会 防災新館 中島
 韮崎市PTA連合会総会 韮崎東中
 山梨市PTA連合総会 山梨市民会館
 18日 県公立小中学校長会定期総会・大会 甲府市民会館 進邦会長
 県高等学校PTA連合会定期総会 県文学館 佐野
 笛吹市PTA連合会総会 浅川中 進邦会長
 北杜市PTA連絡協議会総会 白州中 中島
 19日 日本PTA委員会・会長会 ホテル東京ガーデンパレス 進邦会長
 甲府市PTA連合会定期総会 甲府市総合市民会館 前田
 山教組第86回定期大会 山梨市会館 前田
 20日 第4回常任理事会・新旧理事会・事務局長代表者会議 山梨県立博物館
 22日 第18回やまなし県民文化祭実行委員会 佐野
 甲州市PTA連合総会 大和ふるさと会館
 23日 第2回親子安全会・扶助会審査運営・認定委員会 県教育会館
 24日 第2回県教科用図書選定審議会及び委嘱式 ぴゅあ総合 石原 中島
 28日 PTA関係文科大臣表彰候補者選考委員会 防災新館 局長
 29日 県スクールソーシャルワーカー活用事業運営協議会 防災新館 井上貴文
- 6月 1日 県教育振興基本計画策定委員会 防災新館 佐野会長
 県高等学校審議会委員委嘱・第1回審議会 防災新館 佐野会長
 2日 平成30年度山梨県PTA協議会・親子安全会・扶助会定期総会 韮崎文化ホール
 4日 教員の多忙化対策検討委員会 防災新館 佐野会長
 5日 社会教育振興会第2回理事会 防災新館 佐野会長
 8日 中央市PTA連絡協議会総会 玉穂南小
 昭和町PTA連絡協議会総会 新寿司
 12日 県安全・安心なまちづくり推進会議 県立文学館 窪田
 14日 第1回県放課後子ども総合プラン推進委員会 防災新館
 やまなし子どもの貧困対策推進協議会 コラニー文化ホール 佐野会長

- 6月19日 第1回道徳教育推進協議会 リバース和戸 井上
20日 第3回親子安全会・扶助会審査運営・認定委員会 県教育会館
第1回思春期問題連絡会議 福祉プラザ 市川次長
21日 関ブロックPTA協議会会長・事務局長会議 千葉市 進邦前会長 佐野会長 依田局長
22日 日本PTA全国協議会定時総会 東京 両国第一ホテル 進邦前会長 佐野会長
23日 日本PTA全国協議会研修会 東京 両国第一ホテル 佐野会長
24日 第1回常任理事会・理事会 甲府市南部市民センター
28日 県学校保健総合支援事業第1回協議会 防災新館 國守
30日 第1回企画委員会 甲府市南部市民センター
- 7月 3日 第55次教育県民大行動 第1回常任実行委員会・実行委員会 県教育会館
正副会長 依田局長 市川次長
第1回総務委員会 甲府市南部市民センター
5日 知事・県教育長・関係課表敬訪問 県庁 正副会長 依田局長 市川次長
6日 県社会教育振興会総会 ぴゅあ総合 佐野会長
7日 第1回母親委員会 甲府市南部市民センター
11日 県議会議長表敬訪問 県庁 佐野会長 前田 井上 中島 依田局長
第2回教育相談員連絡会 甲府市南部市民センター 市川次長
12日 青少年の非行・被害防止県民大会 甲府市総合市民会館 佐野会長 中島 武田
第1回情報委員会 甲府市南部市民センター
17日 第3回正副会長・常置委員長会議 県教育会館
18日 第4回親子安全会・扶助会審査運営・認定委員会 県教育会館
24日 精神保健協会第2回理事会 精神保健福祉センター 市川次長
第1回県青少年問題協議会 防災新館 中島
26日 日本PTA全国協議会連絡会 第一ホテル両国 佐野会長・依田局長
27日 日本PTA全国協議会委員会・会長会・研修会 第一ホテル両国
佐野会長・井上・加藤桃・國守
31日 第1回精神保健セミナー委員会 精神保健福祉センター 市川次長
- 8月 4日 県教育研究所公開研究会 県立文学館 佐野会長 依田局長 市川次長
9日 県社会福祉審議会健全育成審査部会 防災新館 佐野会長
23日 第66回日P全国研究大会新潟大会
分科会運営打ち合わせ 長岡グランドホテル 佐野会長 中島
24日～25日
第66回日P全国・第50回関東ブロックPTA研究大会新潟大会 106名参加
- 9月 5日 第4回高等学校審議会 防災新館 佐野会長
第2回総務委員会 甲府市南部市民センター
第5回親子安全会・扶助会審査運営・認定委員会 県教育会館
6日 第2回企画委員会 甲府市南部市民センター
7日 第4回教育振興基本計画策定委員会 防災新館 佐野会長
教員の多忙化解消共同メッセージ 防災新館 佐野会長
関東ブロックPTA協議会会長会議 長野市 信濃教育会館
13日 第55次教育県民大行動 第2回常任実行委員会
佐野会長・前田安全会会長・依田局長・市川次長
22日 第2回母親委員会 研修会(朝食和食メニューについて) 甲府市南部市民センター
25日 第2回精神保健セミナー委員会
・県精神保健協会第3回理事会 精神保健センター 市川次長
- 10月 2日 県PTA協議会情報紙「やまなし130号」発行
4日 第2回道徳教育推進協議会 リバース和戸 井上
6日 第2回常任理事会・第2回理事会・第1回役員選考委員会 甲府市南部市民センター
10日 第3回教育相談員連絡会議 甲府市南部市民センター 市川次長
11日 日本スポーツ振興センター学校安全業務運営会議 山梨医師会館 市川次長
12日 南アルプス市連合PTA学習会 楡形生涯学習センター 佐野会長
16日 子供・若者育成支援のための地域連携推進事業関ブロ研修会
10:00～15:00 県立図書館 井上 中島 國守 窪田
18日 子育て青少年相談機関連絡会議 防災新館 市川次長
20日 第68次秋季教育研究山梨県集会 浅川中学校 佐野会長
21日 第55次教育県民大行動「教育シンポジウム」 浅川中学校 (参加実績 70人)

- 10月23日 第65回県精神保健福祉大会 県立図書館多目的ホール 市川次長
24日 日P地方協議会代表者会議 ガーデンパレス 佐野会長
25日 第5回高等学校審議会 防災新館 佐野会長
第1回県不登校対策検討委員会 防災新館 佐野会長
26日 第3回企画委員会 県教育会館
29日 第3回精神保健セミナー委員会 精神保健センター 市川次長
30日 県総合計画審議会総会 ベルクラシック甲府 佐野会長
31日 第6回親子安全会・扶助会審査運営・認定委員会 県教育会館
- 11月 5日 第14回県後発医薬品安心使用促進協議会 防災新館 井上
6日 第3回道徳教育推進協議会 リバース和戸 井上
7日 第5回(最終)県教育振興基本計画策定委員会 防災新館 佐野会長
青少年のインターネット利用環境整備連絡会 防災新館 須田
8日 第2回県不登校対策検討委員会 防災新館 佐野会長
9日 第55回県へき地教育振興大会研究大会 道志小学校 加藤浩二
第5回県教育振興計画策定委員会 防災新館 佐野会長
10日 第55次教育県民大行動『討論集会』富士川町増穂文化ホール(参加実績 56人)
実践事例の発表 市川中学校 PTA
第55次教育県民大行動第3回常任実行委員会
佐野会長 前田安全会会長 依田局長 市川次長
13日 第4回県PTA正副会長会議・第2回特別委員会 県教育会館
第2回県考古博物館協議会 風土記の丘研修センター 窪田
14日 県立博物館協議会 防災新館 窪田
15日 県社会福祉審議会健全育成審査部会 防災新館 佐野会長
19日 県総合計画審議会第3回まなび・子育て環境部会 ホテル談露館 佐野会長
「あいさつ、声かけ運動」街頭キャンペーン 甲府駅 前田安全会会長
21日 (公益財団法人)日本PTA全国協議会創立70周年記念式典 ホテルニューオータニ
表彰授与(文科大臣表彰、日P会長表彰、日P会長特別表彰)受賞者 佐野 依田
24日 第6回山梨県PTA大会 南アルプス市桃源文化会館(参加実績 473人)
28日 放課後子ども総合プラン推進委員会(視察 須玉小) 中島
第1回社会教育関係団体指導者養成研修会 敷島総合文化会館 井上 武田 國守
29日 第55次教育県民大行動 教育四者 要望書の提出 知事 県教育長 県議会議長へ
佐野会長 前田安全会会長 依田局長 市川次長
- 12月 4日 中間監査 10:00~県教育会館 監事 梶原 中澤 吉田
7日 第4回県社会教育振興会議理事会 防災新館 佐野会長
第3回県不登校対策検討委員会 防災新館 佐野会長
10日 指導改善研修審査委員 前田安全会会長
11日 関東ブロックPTA協議会臨時会長会議 東京 八重洲クラブ 佐野会長
12日 第7回親子安全会・扶助会審査運営・認定委員会 県教育会館
13日 第5回教育相談連絡員、県教委合同研修会 防災新館 市川次長
18日 第7回県高等学校審議会 防災新館 佐野会長
21日 学校給食物資選定委員会 県学校給食会 窪田 依田局長
26日 第68回「社会を明るくする運動」作文コンテスト表彰式 古名屋ホテル 佐野会長
- 1月 6日 山梨県教職員組合新年互礼会 ベルクラシック甲府 佐野会長
15日 県校長会教育懇談会 ベルクラシック甲府 佐野会長
22日 第4回「やまなし」道徳教育推進会議 防災新館 井上
23日 第8回親子安全会・扶助会審査運営・認定委員会 県教育会館
25日 第8回県高等学校審議会 防災新館 佐野会長
26日 関東ブロックPTA協議会会長・事務局長会議 さいたま市 佐野会長 依田局長
27日 日P70周年記念シンポジウム よみうりホール
佐野会長 前田安全会会長 井上 中島 國守 加藤桃
- 2月 1日 スクールソーシャルワーカー(SSW)活用事業運営協議会 防災新館 井上
2日 第3回常任理事会・第3回理事会・第2回役員選考委員会(甲府市南部市民センター)
4日 指導改善研修審査委員 前田安全会会長
9日 第16回「わたしたちの研究室」表彰式・研究発表会 県立考古博物館 窪田
12日 県社会教育振興会議理事会 防災新館 佐野会長
13日 学校給食一般物資選定委員会 びゅあ総合 窪田 依田局長

- 2月14日 県PTA協議会情報紙「やまなし131号」発行
 県社会福祉審議会健全育成審査部会 防災新館 佐野会長
- 18日 第2回県いじめ問題対策連絡協議会 防災新館 佐野会長
- 21日 日P地方協議会代表者会議・委員会 東京 ガーデンパレス 佐野会長
 県学校保健総合支援事業第2回協議会 防災新館 國守
 県総合教育センター研究大会 県総合教育センター
- 23日 「富士山の日」フェスタ2019 御殿場高原ホテル 前田安全会・扶助会会長 井上
- 27日 第8回親子安全会・扶助会審査運営・認定委員会 県教育会館
- 3月 1日～22日午後5時～ 2019年度山梨県PTA協議会役員選出届け出期間（公示期間）
 2日 次期単位PTA会長他役員研修会 地場産業センター「かいてらす」参加者220人
 第3回役員選考委員会（同会場にて）
 6日 第5回教育相談連絡員連絡会 甲府市南部市民センター 市川次長
- 14日 第2回教員の多忙化対策検討委員会 防災新館 佐野会長
 第2回県青少年問題協議会 防災新館 中島
- 23日 県P役員選考立候補・推薦〆切
- 27日～31日 日P主催 国内研修事業 沖縄県渡嘉敷村 中学2年生男女各1名参加
- 29日 広報紙コンクール応募〆切り
- 4月 2日 第4回役員選考委員会 県P事務局
- 10日 第1回親子安全会・扶助会審査運営・認定委員会 県教育会館
- 12日 関プロPTA協議会会長会議 川崎市 佐野会長
- 16日 親子安全会・扶助会学校事務説明会 中巨摩教育会館
- 17日 親子安全会・扶助会学校事務説明会 甲府市南部市民センター
 （臨時）役員選考委員会 県P事務局
- 18日 親子安全会・扶助会学校事務説明会 富士吉田市民会館
- 25日 県教科用図書選定審議会及び委嘱式 ぴゅあ総合 中島
- 5月 7日 平成30年度定期監査（協議会・親子安全会・扶助会）県教育会館
 監事 梶原 中澤 吉田
- 8日 都留市PTA連合会定期総会 都留第一中 佐野会長
- 10日 南アルプス市連合PTA定期総会 若草生涯学習センター 佐野会長
 峡南PTA協議会 中富総合会館 前田友也安全会・扶助会会長
 県社会教育振興会第1回理事会 防災新館 佐野会長
 第1回地域連携子どもと親と教師の教育相談事業連絡協議会 防災新館 市川
- 11日 広報紙コンクール（応募作品 小学校25点、中学校12点）・
 広報紙づくり講習会（参加者数37人）甲府市南部市民センター
 第69次春季教育研究山梨県集会 大月東中 井上
- 12日 大月市PTA連合会 大月東小 井上
- 13日 県公立小中学校教頭会定期総会 甲府市総合市民会館 佐野会長
- 14日 第1回正副会長会議 県教育会館
- 15日 富士吉田市PTA連合会定期総会 富士吉田市民会館 佐野
- 17日 県高等学校PTA連合会定期総会 敷島総合文化会館 前田友也安全会・扶助会会長
 笛吹市PTA連合会定期総会 春日居小 佐野会長
 県公立小中学校長会定期総会 甲府市総合市民会館 佐野会長
- 18日 第4回常任理事会・新旧理事会・事務局長代表者会議 甲府市南部市民センター
 山教組第87回定期大会 山梨市民会館 佐野会長
- 20日 リニア中央新幹線建設促進既成同盟会総会 アピオ甲府 佐野会長
- 21日 第19回やまなし県民文化祭実行委員会 防災新館 佐野会長
- 22日 第2回親子安全会・扶助会審査運営・認定委員会 県教育会館
- 23日 県教科用図書選定審議会及び委嘱式 ぴゅあ総合 中島 窪田
 SSW（スクールソーシャルワーカー）活用事業運営協議会 防災新館 井上
- 25日 日本PTA委員会・会長会 ホテル東京ガーデンパレス 佐野会長
- 26日 甲府市小中学校PTA連合会 甲府市南部市民セ・ 前田友也 安全会・扶助会会長
- 30日 県高等学校審議会 防災新館 石原会長
- 6月 1日 2019年度山梨県PTA協議会・親子安全会・扶助会定期総会 韮崎文化ホール

[第1号議案] (1) - ①

平成30年度山梨県PTA協議会 事業報告・決算報告の承認に関する件

[スローガン]

「未来を担う子どもたちの夢のために」

～今、私たちにできること～

[活動方針]

- 1 子どもたちの健やかな成長を願い、親や家庭の役割を再認識する場としてのPTA活動を推進する。
- 2 会員相互の結びつきを強め、資質向上を図り、諸課題に対応できるPTA活動を推進する。
- 3 学校・家庭・地域社会の連携強化に努め、各单位PTAを支援する活動を推進する。
- 4 日本PTA全国協議会(日P)、関東ブロックPTA協議会(関ブロ)、県・郡市・単位PTA、及び教育諸団体と連携し、教育条件整備を推進する。

[具体的活動] ※下線部が実施済み事項

1 山梨県PTA協議会の運営

○総会・理事会・諸会議及び各種委員会の実施

- ・県PTAの活動方針実現のための適切に会議を実施した。
- ・新旧理事会(5/20)・定期総会(6/2)・常任理事会(5/20,①6/24,②10/6,③2/2)
- ・理事会(①6/24,②10/6,③2/2)
- ・郡市P代表者・事務局長会議(5/20)
- ・常置委員会(総務・情報・企画・母親)・特別委員会
- ・親子安全会審査運営委員会・扶助会認定委員会
(①4/11, ②5/23, ③6/20, ④7/18, ⑤9/5, ⑥10/31, ⑦12/12, ⑧1/23, ⑨2/27)

2 調査研究・情報収集・教育相談事業

- (1) 学校・家庭・地域教育やPTA活動に関するアンケート調査及び研究
児童生徒の教育環境に関する意識調査や研究を企画・実施する。
→企画委員会で「特色あるPTA活動」事例紹介収集し1例を討論集会で発表
- (2) 教育関係機関との情報交換会議、研究会への参加
県下小中単位PTAをはじめ、国・県等の教育関係機関と情報交換や研究会を行う。
PTA全国研究大会・関ブロ研究大会(8月同時開催)、県民大行動研究発表(11月)
→全国大会・関ブロ大会・県民大行動の詳細は別記「主な事業・活動報告」参照
- (3) 教育環境整備に関する啓発活動
子どもたちが安心安全に生活できるよう関係機関へ要請活動等を行う。
→詳細は別記参照
- (4) 教育相談事業
県P事務局に電話教育相談窓口を設置して対応。また、各郡市教育会館開設の教育相談員と連絡会議を組織し、連携して相談に当たる。
県教委・山梨大学とも連絡協議会を組織し、実効性のある相談活動を実施する。
→事務局で午前9時から午後5時まで電話教育相談窓口として設置(8件)
・各地区の教育相談員と定期的に連絡会を持ち情報共有・研修会を実施(6回)

3 学校・家庭・地域社会教育に関する研修会や講演会活動

- (1) 「山梨県PTA大会」の開催

県下会員が一堂に会して交流し、学び合える場として企画し、表彰、講演、分科会等の内容で構成する。

→11月24日(土)実施、詳細は別記「主な事業・活動報告」参照

(2)「PTA会長等予定者・地域指導者研修会」の開催

県下の単位PTA次年度会長等予定者を中心とした研修会を企画し、PTA活動の運営や課題など経験者から学んだり参加者の情報交換を行う。

→3月2日(土)実施、詳細は別記「主な事業・活動報告」参照

(3) 教育研究集会、教育県民大行動等県内の教育関係機関と共催で、教育に関する研究会や要請行動等に取り組む。

→第55次教育県民大行動の集約として11月29日に知事・議長に要望書提出

(4) 情報委員会による広報紙(新聞)づくり講習会の開催。5月11日(土)実施予定

(5) 日P主催の国内研修事業への参加

→3月27日(水)～31日(日)(5日間)沖縄県渡嘉敷村にて研修

本年度、中学2年生 男子1名 女子1名参加

4 PTA活動(社会教育)に関する表彰事業(県P総会及び県P大会時に表彰)

(1) PTA活動(社会教育活動)に顕著な貢献をした個人または団体に対して表彰する。

(県P会長表彰、日P会長表彰)→11月24日の第6回PTA大会で表彰

(2) 県内のPTA関係機関(単P・郡市P)の広報部等が作成したPTA広報紙コンクールを実施し、優れた作品を表彰する。

→11月24日の第6回PTA大会で表彰

5 学校・家庭・地域教育・安全教育に関する広報・啓発活動

(1) PTA活動や教育に関する情報紙「県P情報やまなし」を情報委員会編集で発行する。

→第130号を10月2日発行、第131号を2月14日発行

(2) 活動報告や教育情報、県PTAの提言等をホームページやフェイスブック等で発信する。

(3) 安全安心普及事業

単Pの健康安全運動の取り組みへの情報提供と協力。山梨県交通安全対策協議会、県安心安全なまちづくり推進協議会と連携して、児童生徒の安全を守る啓発運動に取り組む。

(4) 山梨県PTA親子安全会普及事業

親子安全会見舞金制度の啓発普及強化と全員加入体制堅持。公平な見舞金支給のため審査運営委員会の一層の充実を図る。また教育相談事業、安全教育広報事業の充実に努める。

(5) 山梨県PTA扶助会普及事業

扶助会見舞金制度の啓発普及強化と全員加入体制堅持。公平な厚生援助金及び弔慰見舞金支給のため認定委員会の充実に努める。

6 教育・行政・日本PTA等教育関係機関との連携施策提言事業

(1) 教育四者(校長会・教頭会・教育会・PTA協議会)等関係機関と連携協力

県及び県議会への教育予算増額要請及び、少人数教育施策の継続推進等予算や施策等について陳情提言する。→3-(3)参照

(2) 行政機関、教育委員会等と連携のため、各種会議や大会に参加 →経過報告参照

(3) 日本PTA全国協議会や関ブロPTA協議会との連携、文科省施策等の情報交換
・日本PTA全国協議会(地方協議会会長会議、常置委員会、懇談会、事務局長会議)
・関東ブロックPTA協議会(会長会議、合同会議) →経過報告参照

平成30年度常置委員会・運営委員会及び特別委員会の活動報告

○総務委員会 委員長 伊藤 潤 (押原中P)

- ①常任理事会・理事会等諸会議の準備・運営
 - ②「第6回県PTA大会」全体運営・準備
 - ③単位PTA会長等役員予定者研修会の企画運営
- 5月20日 新旧理事会 (正副委員長選出)
- 6月24日 第1回常任理事会 (活動内容の確認)
- 7月 3日 第1回総務委員会 (内容確認・県P大会・会長等役員予定者研修・組織運営)
- 9月 5日 第2回総務委員会 (県P大会・会長予定者研修会の準備運営について)
- 11月24日 第6回県PTA大会主管 (南アルプス市桃源文化会館 参加者数473名)
- 3月 2日 単位PTA会長等役員予定者研修会主管 (かいてらす 参加者数220名)

○情報委員会 委員長 中込 幹也 (竜王東小P)

- ①県P情報「やまなし」の企画・編集・発行
 - ②県Pホームページの編集発信・更新
 - ③PTA広報紙コンクール・広報紙づくり講習会
- 5月20日 新旧理事会 (正副委員長選出)
- 6月24日 第1回常任理事会 (活動内容の確認)
- 7月12日 第1回情報委員会 (県P情報130号の企画・編集他)
- 9月 4日 県P情報130号編集原稿を印刷業者に渡す (入稿)
- 9月13日 (初校) ~18日 第130号初校
- 9月19日 (2校) ~21日 第130号第2校校正
- 9月21日 (3校) ~21日 第128号第3校校正
- 9月21日 (最終) 第130号校了
- 10月 2日 県P情報「やまなし」第130号発行
- 11月24日 第6回県PTA大会運営
- 12月 6日 第2回情報委員会 (県P情報131号の企画・編集他)
- ・県P情報「やまなし」第131号発行内容について
 - ・広報紙コンクール、広報紙づくり講習会について
- 1月16日 県P情報130号編集原稿を印刷業者に渡す (入稿)
- 1月24日 (初校) ~29日 第131号初校
- 1月30日 (2校) ~31日 第131号第2校校正
- 2月 1日 (3校) ~ 4日 第131号第3校校正
- 2月 4日 (最終) 第131号校了
- 2月14日 県P情報「やまなし」第131号発行
- 5月11日 広報紙コンクール審査会・広報紙づくり講習会

○企画委員会 委員長 高村 明成 (山中小P)

①県討論集会での発表

②日P常置委員会のアンケート調査に協力

(ア)「教育に関する保護者の意識調査」～ (依頼校：白根東小・猿橋中)

(イ)「子どもとメディアに関する意識調査」～ (依頼校：押原小・浅川中)

5月20日 新旧理事会 (正副委員長選出)

6月24日 第1回常任理事会 (活動内容の確認)

6月30日 第1回企画委員会 (討論集会発表に向けての意見交換)

7月 6日 委員から特色あるPTA活動事例を紹介していただく (依頼) ～27日

9月 6日 第2回企画委員会

・特色あるPTA活動事例の情報交換及び「討論集会」発表者の選考

・日Pアンケート調査：4校に依頼

10月26日 第3回企画委員会 (討論集会の発表に向けて資料の確認)

11月10日 「討論集会」で活動事例発表、市川三郷町立市川中学校PTA

・企画委員会の活動紹介 (企画委員長)

・市川中学校PTA活動の『学校・家庭・地域連携推進協議会』の実践事例について発表する。

11月24日 第6回県PTA大会運営

○母親委員会 委員長 星野 昌美 (都留一中P)

①母親委員会独自の研修会開催

②第6回県P大会運営に協力 (受付)

5月20日 新旧理事会 (正副委員長選出)

6月24日 第1回常任理事会 (活動内容の確認)

7月 7日 第1回母親委員会 (今年度の活動方針・内容について・・・学習会の開催、

三行詩コンクールへの啓発活動、県P大会、への協力)

9月22日 第2回母親委員会学習会

学習会 (講演・調理実習・会食) 『パルシステム山梨 出前講座』

演 題 「基本の和食講座」

日本型食生活を通し、食のあり方や日本の食卓を見つめる

講 師 パルシステム山梨

活動支援担当 倉田研二 様他

11月24日 第6回県PTA大会運営

12月 8日 第3回母親委員会

・母親委員会の活動を振り返って

・第6回県P大会運営の反省他

○親子安全会運営委員会・扶助会認定委員会 委員長 三 橋 毅 顕(山中湖中T)

- 4月11日(水) 第1回親子安全会・扶助会審査運営・認定委員会
17日(火) 親子安全会・扶助会事務説明会(中巨摩教育会館)
18日(水) 親子安全会・扶助会事務説明会(甲府市南部市民センター)
19日(木) 親子安全会・扶助会事務説明会(富士吉田市民会館)
- 5月23日(水) 第2回親子安全会・扶助会審査運営・認定委員会
6月20日(水) 第3回親子安全会・扶助会審査運営・認定委員会
(H30年度 正副委員長選出)
- 7月18日(水) 第4回親子安全会・扶助会審査運営・認定委員会
9月5日(水) 第5回親子安全会・扶助会審査運営・認定委員会
(手引き原案提示・検討・決定)
- 10月31日(水) 第6回親子安全会・扶助会審査運営・認定委員会
(転出児童生徒加入状況調査用紙原案提示・検討・決定)
- 11月2日(金) 手引き各校配付
- 12月12日(水) 第7回親子安全会・扶助会審査運営・認定委員会
1月23日(水) 第8回親子安全会・扶助会審査運営・認定委員会
2月27日(水) 第9回親子安全会・扶助会審査運営・認定委員会
- ・山梨県PTA親子安全会審査運営委員会開催(年間9回開催)
*見舞金の精確, 公平・公正な給付徹底に向けて定款に基づいた審査, 並びに給付
・不登校児童生徒対策推進事業実施(指定校の指定並びに啓発)小4校・中6校指定
*扶助会認定委員会は、親子安全会委員会と同日開催
制度発足時の趣旨並びに基本的内容を共通理解した精確, 公平・公正な運営を行っている。

○特別委員会(関プロ大会) 委員長 宮 川 勇 一(穂坂小P)

- 7月17日(火) 第1回特別委員会について
① 副委員長及びFB担当者の選出
② 第66回日本PTA全国・第50回関プロ研究大会新潟大会参加について
③ 2022年度 日P関プロ研究大会山梨大会について
・日程について ・全体会会場について
・進捗計画について ・分科会の開催について
- 8月24日(金)・25日(土)
第66回日本PTA全国・第50回関プロ研究大会新潟大会視察・研修
- 11月13日(火) 第2回特別委員会について
① 2022年度 関プロ山梨大会開催日について
② 同大会分科会の開催、全体会会場について

平成30年度 主な事業・活動報告

・連携施策提言事業

- (1) 『教職員定数改善、少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書』を白壁賢一県議会議長宛に提出。(6月19日)
- (2) 教育四者による要請書提出～後藤斎知事・市川満教育長・河西敏郎県議会議長宛～『子ども達の豊かな教育環境をつくるための教職員定数改善の要請』11月29日(木)

・母親委員会学習会 9月22日(土) 甲府市南部市民センター 11人参加

- 講演 「基本の和食講座」日本型食生活を通し、食のあり方や日本の食卓を見つめる
講師 パルシステム山梨 活動支援担当 倉田研二 氏
○日本食について ○本日のレシピの説明 ○調理実習 ○会食

・広報紙コンクール・広報紙づくり講習会(平成30年度事業として)

5月11日(土) 甲府市南部市民センター

○コンクール 9:00～10:00 (県P会長・正副情報委員長, 他)

○講習会 10:15受付開始 10:30開始～12:15

【広報紙コンクール】

応募数: 小学校25単位P、中学校12単位P

○審査観点

- | | |
|---------------------------|-----------------------------|
| (1) PTA活動の実態を掲載しているか | ① 読みやすさ, 見やすさ
(編集・レイアウト) |
| (2) 会員が関心を持って読む内容か | ② 印刷技術の良否
(文字・写真) |
| (3) 会員の生の声が反映されているか | ③ 全体の仕上がり |
| (4) 積極的な企画性、アイデアが見られるか | |
| (5) 社会教育の一環として地域との連帯感があるか | |
| (6) 記事を生かす写真の利用がされているか | |

○入賞作品一覧

最優秀賞	北杜市立高根北小学校PTA広報紙	「もみじ」
優秀賞	甲府市立大國小学校PTA広報紙	「おおくに」
	北杜市立長坂小学校PTA広報紙	「なかま」
	山梨大学教育学部附属中学校PTA広報紙	「桐の実」
奨励賞	山梨大学教育学部附属小学校PTA広報紙	「きりのは」
	甲府市立城南中学校PTA広報紙	「白樺」

【広報紙づくり講習会】

37人の参加。山日新聞社論説委員の保坂真吾氏からグループで「まわし読み新聞」づくりを通して新聞と広報紙の特性や具体的に編集・取材・紙面作りについて詳しく指導していただいた。

・第66回日本PTA全国・第50回関東ブロックPTA研究大会新潟大会

[分科会] 平成30年8月24日(金) 13:00~17:00 (受付12:00) 新潟県内10会場

[全体会] 平成30年8月25日(土) 9:10~13:00 (受付 8:00) アオーレ長岡

①分科会

- 第1分科会(組織運営)「PTAからはじまるチーム活動～地域とともに歩む笑顔あふれるPTA活動～」参加者数(42名)
- 第2分科会(家庭教育)「子どもの心が育つ家庭教育～これからの社会を生きる子どもたちの成長を願って～」参加者数(15名)
- 第3分科会(学校教育)「先人の知恵を現在の学校教育にどのように生かすか～学校とともに歩むPTAの在り方～」参加者数(10名)
- 第4分科会(地域連携・広報活動)「子どもたちの健全な成長に資する地域の教育力～PTA活動の輪の広がりを目指して～」参加者数(17名)
- 第5分科会(情報と人権)「ネット社会における大人社会の役割～子どもたちの安全を守るために～」参加者数(21名)
- 特別1分科会(日本PTA担当)「『いじめ』心の声に気付くには～見逃さないために出来ること～」参加者数(1名)

②全体会記念講演

講師 俳優 高橋克実氏

演題 「夢を追いかけつかんだ俳優人生」

身近にあること、何でもやってみること、楽しさを求めること、挫折しても、又チャンスがあると思うこと、失敗してもへこんだことが糧になる、ことなどメッセージをいただきました。大好きなことはがむしゃらに。夢を持ち続ける大切さを感じる講演でした。

・第55次教育県民大行動

(1) 教育シンポジウム 10月21日(日) 笛吹市立浅川中学校 体育館 70人参加

第55次テーマ 「『性の多様性』について考えよう」

講演 「性の多様性 入門編」

講師 CoPrism代表 飛鳥一步氏

学校がすべての子どもにとって居心地のいい場所になるよう、また、すべての人々が「生きづらさ」を感じずに安心して暮らせる社会を子どもたちに引き継ぐことができるよう、行動に移すための学びの機会となった。

(2) 討論集会 11月10日(土) 富士川町ますほ文化ホール 56人参加

・高村明成 企画委員長から、県PTA企画委員会において、特色あるPTA活動の情報交換を行い、各単位PTA活動の更なる充実につなげていることの研修内容について紹介する。

・続いて、市川三郷町立市川中学校PTAから「地域との連携を目指して～学校家庭地域連携推進協議会の活動を通して～」と題して、実践事例を発表する。

発表者 市川三郷町立市川中学校PTA 広報部長 村松正志氏

(3) 要望書提出(県校長会、県教頭会、県教職員組合、県図書館研究会、県PTA協議会)

・11月29日に知事・教育長・県議会議長に「要望書」を提出

・併せて「子どもたちのゆたかな教育環境をつくるための教職員定数改善に関する要請」も提出

・文科省・日P共催「楽しい子育て全国キャンペーン」三行詩への応募

応募総数415点

(応募数 小219点(12校) 中102点(7校) 一般94点(17校))

常任委員による選考の結果、小5点、中5点、一般5点が優秀作品として選ばれ、日本PTAに推薦した。

本年度は全国優秀作品として選出されなかったが、その1点1点にその心の想い溢れる素晴らしい作品だった。

私立・国立学校から応募の中から、山梨大学教育学部附属中学校1年 ^{ふじはらかなこ} 藤原楓奈子さんの次の作品が佳作に入賞した。

「平日、夕方のニュースは 私が、ニュースキャスターです。学校での出来事をお伝えします。」

・第6回山梨県PTA大会 主催 山梨県PTA協議会 後援 山梨県教育委員会

日時・場所 11月24日(土) 桃源文化会館 【参加者数 473名】

大会テーマ 【組織運営】「多くの仲間と活動できる魅力あふれるPTAを求めて」

～ともにふみだそう ともに育てよう～

開会セレモニー・表彰式(文科大臣表彰・日P会長表彰・県P会長表彰)

基調講演 演題 『選ばれるPTA』になるために

～PTA活動の活性化のためにできること～

講師 宮田大輔氏 川崎市中原区PTA協議会会長

パネルディスカッション

【討議の視点】

① 保護者も先生も参加しやすくなる組織づくりについて

② PTAが担う学校・地域での役割について

③ これからのPTAの組織づくりについて

パネリスト：深沢郁夫氏(富士川町立増穂小学校PTA会長) [活動事例発表]

中島智子氏(甲府市立南中学校PTA会長) [活動事例発表]

太田 充氏(昭和町教委 コミュニティ・スクールディレクター)

コメンテーター：宮田大輔氏(基調講演講師)

コーディネーター：進邦徹夫氏(県P顧問 前県P協議会会長)

・地域指導者・単位PTA会長等予定者研修会 3月2日(土) かいてらす 220人参加

(全体会) ①講演会 演題 「国語の四技能」

講師 山梨県立図書館館長 ^{きんだいち ひでほ} 金田一 秀穂 氏

②事業説明 ⑦協議会 ④安全会・扶助会 ⑤社会教育振興会

(分散会) 単位PTA会長等予定者郡市別研修会

平成30年度 山梨県PTA協議会 決算書

自平成30年4月1日 至 平成31年3月31日

収支決算の部

〈単位・円〉

項 目	本年度予算額	決算額	増 減	摘 要
収 入 総 額	14,746,131	14,783,122	36,991	
支 出 総 額	14,746,131	12,412,691	△ 2,333,440	
差 引 残 高	0	2,370,431	△ 2,370,431	

収入の部

〈単位・円〉

項 目	本年度予算額	決算額	増 減	摘 要
前年度繰越金	2,477,108	2,477,108	0	
会費収入	10,955,160	10,943,100	△ 12,060	180円×児童生徒数(60,795人)
事業収入	98,863	98,863	0	
親子安全会	20,133	20,133	0	親子安全会定款30条による
扶助会	78,730	78,730	0	扶助会定款12条による
その他の事業収入	0	0	0	
運営費調整金	1,200,000	1,200,000	0	
助成金	0	0	0	
雑収入	15,000	64,051	49,051	利息、拡大機看板印刷代
収 入 合 計	14,746,131	14,783,122	36,991	

支出の部

〈単位・円〉

事務局費	6,006,000	5,726,062	△ 279,938	
職員給与	3,600,000	3,485,275	△ 114,725	職員2名分
職員福利厚生	186,000	180,000	△ 6,000	職員1名分,職員2名傷害保険
職員諸手当	120,000	117,240	△ 2,760	通勤費(2名分)
事務局旅費	50,000	39,330	△ 10,670	旅費・出張費
渉外費	50,000	10,000	△ 40,000	弔意規定による
需用費	300,000	283,574	△ 16,426	事務用品
備品購入費	450,000	435,456	△ 14,544	什器備品、
通信光熱費	200,000	141,453	△ 58,547	電話・FAX・切手・ハガキ・プロバイダー料
使用料賃貸料	1,050,000	1,033,734	△ 16,266	入居団体拠出金・共益費,リース代
事業費	5,322,000	3,386,629	△ 1,935,371	
総会費	200,000	83,177	△ 116,823	定期総会、表彰関係
会議費	400,000	321,524	△ 78,476	会議会場費、運営費、教育行政機関との連携
旅費	600,000	419,600	△ 180,400	常任理事会・理事会旅費、関プロ会議
委員会費	1,000,000	681,644	△ 318,356	各常置委員会運営費、旅費
研修費	2,500,000	1,272,594	△ 1,227,406	全国、関プロ研究大会、県P大会
日P会費	622,000	608,090	△ 13,910	日P会費10円×児童生徒数60,809人
積立金	2,100,000	2,100,000	0	
退職手当積立金	200,000	200,000	0	
関プロ山梨大会積立金	1,300,000	1,300,000	0	
会館移転関係積立金	300,000	300,000	0	
備品購入積立金	300,000	300,000	0	
運営費調整金	1,200,000	1,200,000	0	
雑費	20,000	0	△ 20,000	
予備費	98,131	0	△ 98,131	
支 出 合 計	14,746,131	12,412,691	△ 2,333,440	

平成30年度 山梨県PTA協議会積立金等 決算報告

平成31年3月31日現在

〈単位:円〉

1)退職手当積立金

平成29年度末残高	646,732
利	42
一般会計より平成30年度分	200,000
平成30年度末現在高	846,774

2)関プロ山梨大会積立金

平成29年度末残高	2,500,963
利	25
一般会計より平成30年度分	1,300,000
平成30年度末現在高	3,800,988

3)会館移転関係積立金

平成29年度末残高	5,974,234
利	280
一般会計より平成30年度分	300,000
平成30年度末現在高	6,274,514

4)備品購入積立金

平成29年度末残高	600,064
利	26
一般会計より平成30年度分	300,000
平成30年度末現在高	900,090

5)災害義援金募金

平成29年度末残高	522,533
利	4
平成30年度末現在高	522,537



平成30年度

山梨県PTA協議会 業務・会計 監査報告

平成30年度 業務・会計監査結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査期間と対象

- (1) 業務・会計監査期間（平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日）
- (2) 業務監査
- (3) 一般会計の収入・支出
- (4) ①退職手当積立金
②関プロ山梨大会積立金
③会館移転関係積立金
④備品購入積立金
⑤災害義援金募金


2 監査の結果


- (1) 業務は適切に遂行されている。なお一層PTA活動の充実を期待する。
- (2) 帳簿・証憑書類等はよく整理され、計数ともに正確であった。
- (3) 会計執行は適正であると認められる。

令和元年 5月7日

監 事

梶原宣仁 

中澤英史 

吉田登紀代 

平成30年度 山梨県PTA親子安全会事業報告

I 審査運営委員会の実施 (年間9回の審査件数, 給付見舞金は次の通り)

回	月	日	曜	会 場	審 査 件 数	給 付 金 額
1	4	11	水	山梨県教育会館	208件	3,085,168円
2	5	23	水	山梨県教育会館	109件	2,208,512円
3	6	20	水	山梨県教育会館	121件	1,725,258円
4	7	18	水	山梨県教育会館	133件	1,769,788円
5	9	5	水	山梨県教育会館	120件	1,836,562円
6	10	31	水	山梨県教育会館	279件	4,218,132円
7	12	12	水	山梨県教育会館	162件	2,088,408円
8	1	23	水	山梨県教育会館	133件	2,473,526円
9	2	27	水	山梨県教育会館	167件	2,389,490円
合 計					1,432件	21,794,844円

(参照: H29 1,618件 23,712,658円)

II 審査運営委員会から

- 1 本会が規定する見舞金の公平な給付の徹底が図れる審査に努めた。
- 2 審査運営委員会の内容を充実させるため, 客観的な資料収集及び利用に努めた。
- 3 審査基準が精確となるよう, 継続審査や課題毎審査の徹底を図った。
- 4 「親子安全会・扶助会の手引き」平成31年度版の内容を検討し, 手作りで作成した。

III 事務説明会の実施

事務の効率化, 制度内容や変更点の徹底を図るため, 県内3地区(中巨摩教育会館, 甲府市南部市民センター, 富士吉田市民会館)において事務説明会を開催した。

IV 安全教育・教育相談事業について

- 1 教育相談連絡会並びに教育相談研修会について
事務局並びに相談員として業務にあたった。

回	月	日	曜	会 場	内 容
1	5	9	水	県庁防災新館	役員の決定, 県教委との合同学習会・研修会
2	7	11	火	南部市民センター	年間計画の内容検討, 事例報告と意見交換 講師を招聘しての研修会・相談事例の発表
3	10	10	金	南部市民センター	相談事例の発表・研修・意見交換
4	12	13	水	県庁防災新館	県教委との合同研修会(川本静香山梨大学准教授)
5	3	6	火	南部市民センター	「相談事例」の発表と意見交換, 成果と課題

- (1) 各郡市の教育相談担当者が連携を密にして地域に即した教育相談の推進に努力した。
- (2) 県P情報に各郡市の教育相談担当者, 相談日・場所を掲載し, いつでも取り組める体制づくりに努めた。
- (3) 県P事務局への電話相談に対し, 年間を通じ各機関と連携しながら真摯に対応した。
- (4) 相談員は各種研修会等に積極的に参加し, 資質の向上に努めた。

2 『不登校児童・生徒対策推進事業』の展開について

- (1) 不登校児童・生徒対策推進事業指定校(親子安全会指定校)制度により, 応募校事業計画を運営委員会で審議し, 小学校4校, 中学校6校の計10校を指定した。
- (2) 各指定校は, 人間関係実態把握や教師のカウンセリング研修, PTA学習会等に取り組み, また不登校児童生徒への生活や学習・進路選択等への支援や環境づくり等に取り組んだ。

V 広報活動について

- 1 「親子安全会だより」を県P情報に掲載し, 会員の親子安全会への理解を深めた。
- 2 親子安全会の手引き」を作成し, 全加入者に配布した。
- 3 「親子安全会情報」は, 現場で活用し易いものとなるよう検討の上, 発行した。
- 4 山梨県PTA協議会のホームページの中に, 親子安全会のページを設け, 親子安全会の趣旨, 内容の周知を図った。また, 定期的に情報の更新も行ってきた。

平成30年度山梨県PTA親子安全会決算書

自 平成30年4月1日 至平成31年3月31日

収入総額	76,497,914円
支出総額	33,761,352円
差引当年度会計残額	42,736,562円
郡市P連安全教育推進活動費	1,912,800円 (定款31条による支出予定分)
次年度繰越金	40,823,762円

収入の部 単位:円

項目	予算額	決算額	予算比増減	摘要
前年度繰越金	38,228,123	38,228,123	0	
会費	38,044,400	38,256,000	211,600	
雑収入	20,000	13,791	△ 6,209	利息 3,628 繰越特別金利息 10,163 雑収入 0
合計	76,292,523	76,497,914	205,391	

支出の部 単位:円

項目	予算額	決算額	予算比増減	摘要
事務局費	7,220,000	5,860,651	△ 1,359,349	
職員給与	3,800,000	3,236,465	△ 563,535	職員2名分
職員福利厚生	180,000	165,000	△ 15,000	職員1名分
職員諸手当	140,000	128,140	△ 11,860	通勤費2名分
事務局旅費	100,000	18,000	△ 82,000	出張旅費
渉外費	50,000	16,928	△ 33,072	手土産代、お香典
需用費	500,000	347,498	△ 152,502	用紙、トナー、文具、コピー代、各種手数料等
備品購入費	300,000	65,654	△ 234,346	事務機器購入、機器補修代等
通信光熱費	600,000	398,032	△ 201,968	郵便料、電話代、FAX代
使用料賃貸料	1,550,000	1,484,934	△ 65,066	入居団体拠出金、共益費、リース代
事業費	68,250,000	27,376,568	△ 40,873,432	
総会費	100,000	67,891	△ 32,109	総会諸経費
各種会議費	700,000	551,660	△ 148,340	事務説明会旅費、監査諸経費
印刷費	1,000,000	504,464	△ 495,536	安全会情報、県P情報等
審査会費	600,000	370,710	△ 229,290	会場費、旅費、昼食代
見舞金	61,000,000	21,794,844	△ 39,205,156	傷害、後遺症、死亡見舞金
送金費	100,000	31,320	△ 68,680	見舞金等送金費
特別顧問謝金	250,000	200,000	△ 50,000	顧問医師謝金
安全教育費	2,200,000	1,910,744	△ 289,256	教育相談、指定校助成、諸大会
学校事務費	2,300,000	1,944,935	△ 355,065	各校通信費、消耗品費等
積立金	500,000	500,000	0	
退職手当積立金	150,000	150,000	0	
関プロ山梨大会積立金	150,000	150,000	0	安全教育部会関連費積立
会館移転関係積立金	100,000	100,000	0	
備品購入積立金	100,000	100,000	0	
拠出金	20,133	20,133	0	定款30条により県PTA協議会へ拠出
雑費	50,000	4,000	△ 46,000	
予備費	252,390	0	△ 252,390	
支出合計	76,292,523	33,761,352	△ 42,531,171	

平成30年度 山梨県PTA親子安全会 積立会計報告

平成31年3月31日現在
単位:円

1. 積立金

1) 退職積立金

平成29年度末	430,720
平成30年度分	150,000
退職金支払い	△ 449,404
利 息	26
平成30年度末現在高	131,342

2) 備品購入積立金

平成29年度末	685,191
平成30年度分	100,000
備品購入費	△ 505,992
利 息	57
平成30年度末現在高	279,256

3) 関ブ口山梨大会積立金

平成29年度末	2,305,029
平成30年度分	150,000
利 息	238
平成30年度末現在高	2,455,267

4) 会館移転関係積立金

平成29年度末	12,079,824
平成30年度分	100,000
利 息	1,028
平成30年度末現在高	12,180,852

2. 繰越特別金(※見舞金支払い補充のみに使用)

平成30年度末	40,000,000
利 息	10,163
定款30条(平成31年度県Pへ抛出予定)	△ 10,163
平成30年度末現在高	40,000,000

郡市P連安全教育推進活動費配分額（案）

※ 本年度の配分額 = 郡市P連親子安全会前年度会費納入額 × 0.05

各郡市Pの安全教育推進事業（心の教育，教育相談事業等）に充当するものとする。

（単位：円）

	郡 市	親子安全会 前年度会費総額	配分率	郡市P連 配分金額	
1	甲 府 市	8,396,500	0.05	419,825	
2	南 アルプス 市	3,795,000	0.05	189,750	
3	中 巨 摩 東 部	甲 斐 市	3,782,000	0.05	189,100
		中 央 市	1,564,000	0.05	78,200
		昭 和 町	1,147,800	0.05	57,390
4	甲 州 市	1,453,400	0.05	72,670	
5	山 梨 市	1,623,800	0.05	81,190	
6	笛 吹 市	3,190,300	0.05	159,515	
7	峡 南	2,054,400	0.05	102,720	
8	韭 崎 市	1,393,400	0.05	69,670	
9	北 杜 市	1,935,200	0.05	96,760	
10	富 士 吉 田 市	2,250,200	0.05	112,510	
11	都 留 市	1,376,400	0.05	68,820	
12	南 都 留	2,489,300	0.05	124,465	
13	大 月 市	865,000	0.05	43,250	
14	北 都 留	939,300	0.05	46,965	
	合 計	38,256,000	0.05	1,912,800	

定款 第31条（郡市P連安全教育推進活動費）

本会は、決算において余剰金が生じたときは、各郡市PTA連合会に活動費として、各郡市P連より納入せられたる会費総額の5%を限度に拠出することができる。

定款 第26条（余剰金の処理）

余剰金とは当期の収支差額のうち、当該年度の各単位PTAより納入せられたる会費総額から、当該年度の総支出額を控除した残額を言う。

平成30年度 山梨県PTA扶助会事業報告

I 認定委員会の実施（認定件数、給付見舞金は次の通り）

回	月	日	曜	会 場	認定件数	給 付 金 額
1	4	11	水	山梨県教育会館	7 件	700,000 円
2	5	23	水	山梨県教育会館	5 件	500,000 円
3	6	20	水	山梨県教育会館	3 件	300,000 円
4	7	18	水	山梨県教育会館	3 件	300,000 円
5	9	5	水	山梨県教育会館	7 件	700,000 円
6	10	31	水	山梨県教育会館	10 件	1,000,000 円
7	12	12	水	山梨県教育会館	2 件	200,000 円
8	1	23	水	山梨県教育会館	8 件	800,000 円
9	2	27	水	山梨県教育会館	4 件	700,000 円
合 計					49 件	4,900,000 円

(参照：H29 42 件 4,200,000円)

II 認定委員会から

- 1 本会が規定する厚生援助金及び弔慰見舞金の公平・公正な給付の徹底が図れるよう努めた。
- 2 認定委員会の内容を充実させるため、客観的な資料提供に努めた。
- 3 「平成31年度扶助会の手引き」の内容検討を行い、会員に配付した。
- 4 制度の円滑実施へ向けて制度の基本的内容の共通理解を図り、その趣旨と目的にあった精確、公平・公正な運営に努めた。

III 扶助会定款・給付規定に関して

平成20年度総会において承認された扶助会定款及び給付規定に則り、平成21年4月より規定に則り運営している。

IV 事務説明会の実施

扶助会の事務の効率化、制度の目的・内容の徹底を図るため、県内3地区（中巨摩教育会館、甲府市南部市民センター、富士吉田市民会館）において事務説明会を開催した。

V 広報活動・扶助会周知事業の実施

- 1 扶助会の事業内容を理解頂けるよう、広報活動の充実に努めた。
「扶助会の手引き」を作成し、県下PTA全家庭に配布し扶助会の理解に努めた。
- 2 山梨県PTA協議会のホームページの中に扶助会のページを設定し、扶助会の趣旨・内容の周知を図った。県P情報に「扶助会だより」を掲載した。

平成30年度 山梨県PTA扶助会 決算書

自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日

収入総額	162,859,321円
支出総額	4,980,674円
差引残額	157,878,647円

収入の部 〈単位:円〉

項目	予算額	決算額	予算比増減	摘要
前年度繰越金	162,792,772	162,792,772	0	前年度からの繰越金
雑収入	80,000	66,549	△ 13,451	預金利息
合計	162,872,772	162,859,321	△ 13,451	

支出の部 〈単位:円〉

項目	予算額	決算額	予算比増減	摘要
厚生援助弔慰見舞金	12,000,000	4,900,000	△ 7,100,000	厚生援助金
拠出金	78,730	78,730	0	前年度預金利息(定款12条により県PTA協議会へ拠出)
雑費	15,000	1,944	△ 13,056	送金費、残高証明等
合計	12,093,730	4,980,674	△ 7,113,056	



平成30年度山梨県PTA親子安全会 業務・会計 監査報告

平成30年度、業務・会計監査結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査期間と対象

- (1) 業務・会計監査期間（平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日）
- (2) 一般会計の収入・支出
- (3) 積立金等の収入・支出（退職手当積立金、備品購入積立金、関プロ山梨大会積立金、会館移転関係積立金、繰越特別金）

2 監査の結果

- (1) 業務は適切に遂行されている。なお一層、安全会活動の充実を期待する。
- (2) 帳簿・証憑書類等はよく整理され、計数とも正確であった。
- (3) 会計執行は適正であると認められる。

令和元年 5月7日

監 事

梶原宣仁



中澤英史



吉田登紀代



平成30年度山梨県PTA扶助会 業務・会計 監査報告

平成30年度、業務・会計監査結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査期間と対象

- (1) 業務・会計監査期間（平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日）
- (2) 扶助会会計の収入・支出

2 監査の結果

- (1) 業務は適切に遂行されている。今後も適正な実施を期待する。
- (2) 帳簿・証憑書類等はよく整理され、計数とも正確であった。
- (3) 会計執行は適正であると認められる。

令和元年 5月7日

監 事

梶原宣仁



中澤英史



吉田登紀代



[第1号議案] (4)

親子安全会・扶助会定款の改廃について

親子安全会・扶助会の事業は、山梨県 PTA 協議会定款に基づく事業である。その運営については各々会則を設け、諸事業にあたることとなっている。

山梨県 PTA 協議会定款 (抜粋)

(事業)
第5条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
(略)
(4) 親子安全会・扶助会の運営
(会則については各々別に定める)

上記の定款の条項に基づき、「山梨県 PTA 親子安全会定款」、「山梨県 PTA 扶助会定款」が定められている。

その定款の中で、条項を改め一層連関性を明確としたい箇所がある。

そのための改正には、山梨県 PTA 親子安全会定款 (抜粋)

(総会の決議事項)
第9条 総会は次の事項を議決する。
(略)
(4) 定款の改廃

及び、山梨県 PTA 扶助会定款 (抜粋)

(総会の議決事項)
第26条 総会は次の事項を議決する。
(略)
(4) 定款の改廃

による総会の議決を経て、改正する。

そこで、以下に改訂部分を新旧比較できるように示す。

山梨県 PTA 親子安全会定款	
新	旧
(事務局) 第18条 本会の事務を処理するため事務局を設け、事務職員として <u>山梨県 PTA 協議会事務局次長があたり</u> 及び庶務会計係を置く。 (略)	(事務局) 第18条 本会の事務を処理するため事務局を設け、事務職員として <u>事務局次長1人</u> 及び庶務会計係を置く。 (略)

附則には、以下の項を付け加える。

(附則) 令和元年6月1日定期総会で一部改正：第18条1

山梨県 PTA 扶助会定款	
新	旧
<p>(事務局)</p> <p>第 23 条 この会の事務を処理するため事務局を設け、事務職員として <u>山梨県 PTA 協議会事務局次長があたり</u>及び所要の職員を置く。</p> <p>2 <u>山梨県 PTA 協議会事務局次長</u>は理事会の承認を経て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。</p> <p>(略)</p>	<p>(事務局)</p> <p>第 23 条 この会の事務を処理するため事務局を設け、事務職員として <u>事務局長一人</u>及び所要の職員を置く。</p> <p>2 <u>事務局長</u>は理事会の承認を経て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。</p> <p>(略)</p>

附則には、以下の項を付け加える。

(附則) 令和元年 6 月 1 日定期総会で一部改正：第 23 条 1, 2

[第3号議案] (1) 1-①

令和元年度 山梨県PTA協議会 事業計画 (案)

[スローガン]

「みんなで」
～心をつなげて 思いをくばる～

[活動方針]

- 1 子どもたちの健やかな成長を願い、親や家庭の役割を再認識する場としてのPTA活動を推進する。
- 2 会員相互の結びつきを強め、資質向上を図り、諸課題に対応できるPTA活動を推進する。
- 3 学校・家庭・地域社会の連携強化に努め、各単位PTAを支援する活動を推進する。
- 4 日本PTA全国協議会(日P)、関東ブロックPTA協議会(関ブロ)、県・郡市・単位PTA(単P)、及び教育諸団体と連携し、教育条件整備を推進する。

[具体的活動]

1 山梨県PTA協議会の運営

○総会・理事会・諸会議及び各種委員会の実施

- ・新旧理事会 ・定期総会 ・常任理事会 ・理事会
- ・郡市P事務局長・代表者会議 ・常置委員会(総務・情報・企画・母親)
- ・特別委員会(2022年度開催日P関東ブロック研究大会山梨大会準備)
- ・親子安全会審査運営委員会・扶助会認定委員会(年間9回)

2 調査研究・情報収集・教育相談事業

- (1) 学校・家庭・地域教育やPTA活動に関するアンケート調査及び研究
児童生徒の教育環境に関する意識調査や研究を企画・実施する。
- (2) 教育関係機関との情報交換会議、研究会への参加
県下小中単位PTAをはじめ、国・県等の教育関係機関と情報交換や研究会を行う。
PTA全国研究大会(8月)、関ブロ研究大会(10月)、県民大行動研究発表(11月)
- (3) 教育環境整備に関する啓発活動
子どもたちが安心安全に生活できるよう関係機関へ要請活動等を行う。
- (4) 教育相談事業
県P事務局に電話教育相談窓口を設置して対応。また、各郡市教育会館開設の教育相談員と連絡会議を組織し、連携して相談に当たる。
県教委・山梨大学とも連絡協議会を組織し、実効性のある相談活動を実施する。

3 学校・家庭・地域社会教育に関する研修会や講演会活動

- (1) 「山梨県PTA大会」の開催
県下会員が一堂に会して交流し、学び合える場として企画し、表彰、講演、分科会等の内容で構成する。11月30日(土)実施予定

(2) 「PTA会長等予定者・地域指導者研修会」の開催

県下の単位PTA次年度会長等予定者を中心とした研修会を企画し、PTA活動の運営や課題など経験者から学んだり参加者の情報交換を行う。

2月29日(土) 予定

(3) 教育研究集会、教育県民大行動等県内の教育関係機関と共催で、教育に関する研究会や要請行動等に取り組む。

(4) 情報委員会による広報紙(新聞)づくり講習会の実施

(5) 日P主催の国内研修事業への参加呼びかけ

4 PTA活動(社会教育)に関する表彰事業(県P総会及び県P大会時に表彰)

(1) PTA活動(社会教育活動)に顕著な貢献をした個人または団体に対して表彰する。

(県P会長表彰、日P会長表彰)

(2) 県内のPTA関係機関(単P・郡市P)の広報部等が作成したPTA広報紙コンクールを実施し、優れた作品を表彰する。

5 学校・家庭・地域教育・安全教育に関する広報・啓発活動

(1) PTA活動や教育に関する情報紙「県P情報やまなし」を情報委員会編集で発行する。

(2) 活動報告や教育情報、県PTAの提言等をホームページやフェイスブック等で発信する。

(3) 安全安心普及事業

単Pの健康安全運動の取り組みへの情報提供と協力。山梨県交通安全対策協議会、県安心安全なまちづくり推進協議会と連携して、児童生徒の安全を守る啓発運動に取り組む。

(4) 山梨県PTA親子安全会普及事業

親子安全会見舞金制度の啓発普及強化と全員加入体制堅持。公平な見舞金支給のため審査運営委員会の一層の充実を図る。また教育相談事業、安全教育広報事業の充実に努める。

(5) 山梨県PTA扶助会普及事業

扶助会見舞金制度の啓発普及強化と全員加入体制堅持。公平な厚生援助金及び弔慰見舞金支給のため認定委員会の充実に努める。

6 教育・行政・日本PTA等教育関係機関との連携施策提言事業

(1) 教育四者(校長会・教頭会・教育会・PTA協議会)等関係機関と連携協力

県及び県議会への教育予算増額要請及び、少人数教育施策の継続推進等予算や施策等について陳情提言する。

(2) 行政機関、教育委員会等と連携のため、各種会議や大会に参加

(3) 日本PTA全国協議会や関ブロPTA協議会との連携、文科省施策等の情報交換

・日本PTA全国協議会(地方協議会会長会議,常置委員会,懇談会,事務局長会議)
・関東ブロックPTA協議会(会長会議,合同会議)

[第3号議案] (1) - ②

令和元年度 山梨県PTA協議会 予算(案)

自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日

収支予算の部

(単位:円)

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	摘 要
収 入 総 額	14,352,371	14,746,131	△ 393,760	
支 出 総 額	14,352,371	14,746,131	△ 393,760	
差 引 残 高	0	0	0	

収入の部

(単位:円)

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	摘 要
前年度繰越金	2,370,431	2,477,108	△ 106,677	
会費収入	10,686,600	10,955,160	△ 268,560	180円×児童生徒数(見込み59,370人)
事業収入	80,340	98,863	△ 18,523	
親子安全会	13,791	20,133	△ 6,342	親子安全会定款30条による
扶助会	66,549	78,730	△ 12,181	扶助会定款12条による
その他の事業収入	0	0	0	
運営費調整金	1,200,000	1,200,000	0	
助成金	0	0	0	
雑収入	15,000	15,000	0	利息他
収 入 合 計	14,352,371	14,746,131	△ 393,760	

支出の部

(単位:円)

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	摘 要
事務局費	6,256,000	6,006,000	250,000	
職員給与	3,800,000	3,600,000	200,000	職員2名分
職員福利厚生	186,000	186,000	0	職員1名分
職員諸手当	120,000	120,000	0	通勤費(2名分)
事務局旅費	50,000	50,000	0	旅費・出張費
渉外費	50,000	50,000	0	弔意規定による
需用費	300,000	300,000	0	事務用品
備品購入費	200,000	450,000	△ 250,000	什器備品
通信光熱費	500,000	200,000	300,000	電話・FAX・切手・ハガキ・プロバイダー料・HP経費
使用料賃貸料	1,050,000	1,050,000	0	入居団体拠出金・共益費,リース代
事業費	4,743,700	5,322,000	△ 578,300	
總會費	200,000	200,000	0	定期總會諸経費
会議費	350,000	400,000	△ 50,000	会議会場費, 運営費, 教育行政機関との連携
旅費	600,000	600,000	0	常任理事会・理事会旅費, 関プロ会議
委員会費	800,000	1,000,000	△ 200,000	各常置委員会運営費, 旅費
研修費	2,200,000	2,500,000	△ 300,000	全国, 関プロ研究大会, 県P大会
日P会費	593,700	622,000	△ 28,300	日P会費10円×児童生徒数59,370人
積立金	2,100,000	2,100,000	0	
退職手当積立金	200,000	200,000	0	
関プロ山梨大会積立金	1,300,000	1,300,000	0	
会館移転関係積立金	300,000	300,000	0	
備品購入積立金	300,000	300,000	0	
運営費調整金	1,200,000	1,200,000	0	
雑費	20,000	20,000	0	
予備費	32,671	98,131	△ 65,460	
支 出 合 計	14,352,371	14,746,131	△ 393,760	

令和元年度 山梨県PTA協議会 積立金等 予算(案)

〈単位:円〉

1)退職手当積立金

平成30年度末	846,774
令和元年度分	200,000
利 息	50
<hr/>	
令和元年度末	1,046,824

2)関ブ口山梨大会積立金

平成30年度末	3,800,988
令和元年度分	1,300,000
利 息	50
<hr/>	
令和元年度末	5,101,038

3)会館移転関係積立金

平成30年度末	6,274,514
令和元年度分	300,000
利 息	300
<hr/>	
令和元年度末	6,574,814

4)備品購入積立金

平成30年度末	900,090
令和元年度分	300,000
利息	30
<hr/>	
令和元年度末	1,200,120

5)災害義援金募金

平成30年度末	522,533
利 息	5
<hr/>	
令和元年度末	522,538

令和元年度 山梨県PTA親子安全会事業計画（案）

1 見舞金給付事業

本会規定による公平公正、精確な見舞金給付審査に努め、必要事項の検討・実施に努める。

- ① 年間9回程度の審査運営委員会を開催し、公平公正、精確な給付に努める。
- ② 明確で公正な審査運営を行うための学習を深め、諸問題について適切な協議を行う。
- ③ 実情や時代の要請に合わせた安全会の在り方について、研究・協議を行う。
- ④ 制度の円滑実施に向け基本的目的と内容の共通理解を図り、その趣旨とするところを目指した運営を確実に行う。

2 教育相談事業

- ① PTA会員への周知活動の取り組みを強化し、教育相談活動の量的質的向上に努める。
- ② 各支部に設置されている教育相談事業（教育会館相談室）及び関係機関・団体との連携を密にし、有機的で実効性のある相談活動に努める。
- ③ 不登校児童生徒対策推進事業校を指定し、研究のための助成を図るとともに不適応児童生徒への支援の継続を目指す。
- ④ 県教委と山梨大学と教育四者による『地域連携 子どもと親と教師の教育相談事業』の教育相談員連絡会事務局として各種研修会を企画運営し、相談員の資質向上に努める。
- ⑤ 県精神保健協会の活動が目指している、一人ひとりの「心の健康」を考える取り組みへの協力と学び合うための有機的連携を目指す。

3 安全教育広報事業

- ① 親子安全会の事業内容を会員が理解できるよう、広報活動の充実に努める。
 - ・ 親子安全会の手引書を作成し、親子安全会加入会員及び加入予定者へ配付し、制度と見舞内容の周知に努める。
 - ・ 年度当初に事務説明会を開催し、親子安全会のねらい、歴史的経過、業務手続き等の適切な事務の執行を目指す。
 - ・ 山梨県PTA協議会ホームページ内の親子安全会ページを活用し、親子安全会の趣旨、内容の周知を図る。また、県P情報に「親子安全会だより」を掲載し、会員の親子安全会への理解を深める。
- ② 学校や青少年団体等の安全教育において活用可能な情報提供を目指した「PTA親子安全会情報」を作成する。
- ③ 関係機関や組織との連携を図り、安全会のねらい達成に努める。

4 安全会全員加入への啓発活動

たくましい児童生徒の成長を願うと共に、子どもたちのために安心して活動できるPTA活動や社会的活動推進のため、制度への継続全員加入の徹底を図る。

5 制度への公費助成の継続と拡大活動

親子の社会的活動・余暇活動を補償する親子安全会见舞金制度の重要性が認識されている。市町村による公費助成は定着しつつあるが、子ども医療費無料化制度の導入と関わって、公費助成の再検討及び助成を打ち切る自治体も出てきている。見舞金制度の重要性を理解していただき、引き続き補助金の継続と拡大を働きかける。

[第3号議案] (2) - ②

令和元年度総会 山梨県PTA親子安全会予算(案)

自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日

<単位:円>

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	摘 要
収入総額	78,181,762	76,292,523	1,889,239	
支出総額	78,181,762	76,292,523	1,889,239	
差引残高	0	0	0	

収入の部

<単位:円>

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	摘 要
前年度繰越金	40,823,762	38,228,123	2,595,639	
会 費	37,338,000	38,044,400	△ 706,400	児童生徒59370人/保護者・教師45300人
雑 収 入	20,000	20,000	0	預金利息等
合 計	78,181,762	76,292,523	1,889,239	

支出の部

<単位:円>

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	摘 要
事務局費	7,820,000	7,220,000	600,000	
職員給与	3,800,000	3,800,000	0	職員2名分
職員福利厚生	180,000	180,000	0	
職員諸手当	140,000	140,000	0	通勤費(2名分)
事務局旅費	100,000	100,000	0	出張旅費
渉外費	50,000	50,000	0	手土産代・香典等
需用費	600,000	500,000	100,000	用紙,トナー,文具,コピー代,各種手数料等
備品購入費	700,000	300,000	400,000	新機種PC交換 事務機器購入,機器補修代等
通信光熱費	700,000	600,000	100,000	郵便料,電話料,FAX料
使用料賃貸料	1,550,000	1,550,000	0	入居団体拠出金,共益費,リース代
事業費	68,970,000	68,250,000	720,000	
総会費	100,000	100,000	0	総会諸経費
各種会議費	700,000	700,000	0	事務説明会旅費,監査諸経費
印刷費	1,100,000	1,000,000	100,000	手引き,安全会情報,県P情報等
審査会費	600,000	600,000	0	会場費,旅費,昼食代
見舞金	61,000,000	61,000,000	0	傷害,後遺症,死亡見舞金
送金費	120,000	100,000	20,000	見舞金等送金費
特別顧問謝金	250,000	250,000	0	顧問医師謝金
安全教育費	2,600,000	2,200,000	400,000	安全会見舞金ソフト改良 教育相談,指定校助成,全国・関東等諸大会
学校事務費	2,500,000	2,300,000	200,000	各校通信費,消耗品費等
積立金	550,000	500,000	50,000	
退職手当積立金	150,000	150,000	0	
関プロ山梨大会積立金	200,000	150,000	50,000	安全教育部会関連費積立
会館移転関係積立金	100,000	100,000	0	
備品購入積立金	100,000	100,000	0	
拠出金	13,791	20,133	△ 6,342	定款30条により県PTA協議会へ拠出
雑 費	50,000	50,000	0	
予 備 費	777,971	252,390	525,581	
合 計	78,181,762	76,292,523	1,889,239	

令和元年度 山梨県PTA親子安全会 積立金等予算（案）

<単位：円>

1 積立金

1) 退職積立金

平成30年度末	131,342
令和元年度分	150,000
利息	20
<hr/>	
令和元年度末	281,362

2) 備品購入積立金

平成30年度末	279,256
令和元年度分	100,000
利息	50
<hr/>	
令和元年度末	379,306

3) 関ブ口山梨大会積立金

平成30年度末	2,455,267
令和元年度分	200,000
利息	250
<hr/>	
平成30年度末	2,655,517

4) 会館移転関係積立金

平成30年度末	12,180,852
令和元年度分	100,000
利息	1,050
<hr/>	
令和元年度分	12,281,902

2 繰越特別金（※見舞金支払い補充のみに使用）

平成30年度末	40,000,000
利息	10,000
定款30条（県PTA協議会に拠出）	-10,000
<hr/>	
令和元年度末	40,000,000

令和元年度 山梨県PTA 扶助会事業計画 (案)

I 扶助会の事業

山梨県PTA扶助会は、PTA親子安全会の積立基金を原資としPTA親子安全会の会員である保護者が死亡した場合に、残された児童生徒の厚生援助を主な目的として平成20年4月に設立された。

扶助会では、またPTA親子安全会の会員がPTA活動中の事故により死亡した場合、保護者・教職員の会員が児童生徒のための活動中の事故により死亡した場合の弔慰見舞金の支払いを行う。(PTA活動中の児童生徒の事故による死亡は日本スポーツ振興センターの対象とならない場合に支払われる。)

II 厚生援助金・弔慰見舞金給付事業

本会が規定する厚生援助金及び弔慰見舞金の公正な給付に関する認定に努め、必要事項の検討を図る。

- ・ 年間9回程度の認定委員会を開催し、公平公正な給付の徹底に努める。
- ・ 公平な認定運営に関わる諸問題について、学習を深め協議を行う。
- ・ 実情や時代の要請に合わせた扶助会の在り方について、研究・協議を行う。
- ・ 制度の円滑実施に向け制度の目的と内容の共通理解を図り、その趣旨とするところを目指した運営を確実にを行う。

III 扶助会周知事業

- ① 扶助会事業内容の周知徹底を図るため、広報活動の充実に努める。
 - ・ 扶助会の手引書を作成し、扶助会会員及び加入予定者へ配付し、制度と見舞内容の周知に努める。
 - ・ 扶助会のねらい、設立の経過、業務手続き等についての学習会として、年度当初に事務説明会を開催する。
- ② 山梨県PTA協議会ホームページ内の扶助会ページを活用し、扶助会の趣旨、内容の周知を図る。また、県P情報に「扶助会だより」を掲載して、会員の理解を深める。

IV その他の取り組み

- ① 毎年作成「PTA 親子安全会情報」を通して、状況の概要を知らせる。

令和元年度 山梨県PTA扶助会 予算(案)

自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日

<単位・円>

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	摘 要
収 入 総 額	157,940,112	162,872,772	△ 4,932,660	
支 出 総 額	12,083,549	12,093,730	△ 10,181	
差 引 残 高	145,856,563	150,779,042	△ 4,922,479	

収入の部

<単位・円>

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	摘 要
前 年 度 繰 越 金	157,870,112	162,792,772	△ 4,922,660	前年度からの繰越金
雑 収 入	70,000	80,000	△ 10,000	預金利息
合 計	157,940,112	162,872,772	△ 4,932,660	

支出の部

<単位・円>

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	摘 要
厚生援助弔慰見舞金	12,000,000	12,000,000	0	厚生援助金 弔慰見舞金等
抛 出 金	66,549	78,730	△ 12,181	定款12条により県PTA協議会へ
雑 費	17,000	15,000	2,000	送金費, 残高証明書料
合 計	12,083,549	12,093,730	△ 10,181	

[第4号議案]

令和4（2022）年度開催
第54回日本PTA関東ブロック研究大会山梨大会の開催について
準備運営にかかわる事項の理事会への一任承認に関する件（案）

次の案件について、特別委員会を設置し、調査、研究、進捗計画策定等をすすめると共に準備委員会設置のための組織づくりの準備運営を行う。

次のことについて、調査・研究を行い、理事会へ協議事項の提案を行い承認を得る。

- 1 大会準備全体計画に関すること
 - (1) 大会日程、開催日、開催地について
 - (2) 準備委員会の立ち上げについて
 - (3) 大会準備基本計画策定について
 - (4) 大会スローガンの起案について
 - (5) シンボルマークの起案について
- 2 日本PTA全国協議会、各地方協議会、県内郡市PTA連合との連絡調整に関すること
- 3 その他、準備運営に関わること

【定款から抜粋】

（総会の議決事項）

第10条 総会は次の事項を議決する。

- (5) 理事会に付託する事項

（理事会の議決事項）

第12条 理事会は次の事項を議決する。

- (1) 総会から付託された事項
- (6) 特別委員会の設置
- (7) その他会務運営に必要と認めるもの

（常任理事会の議決事項）

第14条 常任理事会は次の事項を議決する。

- (1) 理事会より付託された事項
- (2) 緊急を要する事項（但し、この場合は次回理事会に報告を必要とする）
- (3) 委員会事業の細目に関する事項

（委員会の設置）

第16条 本会の事業推進のため次の委員会を置く。

- 3 特別委員会その他緊急かつ重要な問題について理事会の承認で1年を越えない範囲で特別委員会（会議）を置くことができる。

山梨県PTA協議会
山梨県PTA親子安全会
山梨県PTA扶助会

資料編

- ◇ P T Aの目的と役割 - 3 8 -
- ◇ 山梨県P T A協議会の概要 - 3 9 -
- ◇ 山梨県P T A協議会・組織図 - 4 0 -
- ◇ 山梨県P T A協議会定款・規定 - 4 1 -
- ◇ 山梨県P T A親子安全会定款・規定 - 4 5 -
- ◇ 山梨県P T A扶助会定款・規定 - 4 8 -
- ◇ 令和元年度山梨県P T A行事予定表 - 5 1 -

PTAの目的と役割

(日本PTA全国協議会編「PTAのハンドブック」より)

PTAの目的

- 「児童は、人として尊ばれる。」
- 「児童は、社会の一員として重んじられる。」
- 「児童は、よい環境の中で育てられる。」

これは児童憲章の中でうたわれています。PTAの目的はこの精神を教育の現場に生かすこと、教育の民主化の徹底を図ることにあります。学校は子どもの健全な育成を図るためにあります。PTAも、そのための団体です。しかし、学校は公教育の機関として憲法や教育基本法などの法律に従って教育活動をするのに対し、PTAは任意で設立された社会教育関係団体という異なる性格を持っています。

PTAは、社会におけるあらゆる分野で、子ども達が豊かな人間性を育むことができるように援助をします。特に共通した目的を持つ学校教育と密接にかかわり、その充実と向上に協力している。

PTAとは、子どもの健やかな育成のため、親と教師が、子どもにとって何が必要かを学び(学習活動)、必要な活動を実践する(実践活動)ために組織する団体です。

Parents and Teachers Association
父母(保護者) 教師 組織(会)

PTAは、児童生徒の健全な育成を図ることを目的とし、親と教師が協力して学校及び家庭・地域における教育に関し理解を深め、その教育の振興に努め、さらに、児童・生徒の校外における生活の指導、地域の教育環境の改善・整備・充実を図るため会員相互の学習や活動を行う。

PTAの活動

PTAは、会員の総意に基づき、教師と親が会員として同等の立場で運営されなければなりません。一部の役員や学校の関係者のみにゆだねることは適切ではありません。

また、この会はその目的・性格の上から特定の政党や宗教を支持・支援したり、営利を目的とする行為を行ったりしてはなりません。

単位PTAの活動だけでは、PTAの目的を達成することができない場合、市町村・県・国など関係機関・団体の力を結集して子どもの幸せを守るのです。

◇ 活動の内容

- I 学校の活動についての支援、参加。 学校教育への理解を深め、充実や向上に協力。
- II 地域での子どもの育成活動への支援、参加 有害ポスター・書物・ビデオの氾濫など、地域社会の問題解決などにあたる運動。
- III 家庭での子どものよりよい育成についての互助・支援。
自然・環境問題、伝統文化、ふれあいによる人間形成につとめる活動。
- IV 会員間での講座学習などの社会教育活動、会員間の親睦と理解を深める。
子どもにとってよりよい保護者・教師であるための学習活動。

PTAの役割

- 1 情報の収集伝達 国・県・教育関係諸団体等の情報を収集整理し、会員に伝達する。
- 2 意見集約 会員・単P・町村P連・郡市P連の意見を集約し、国や県に政策提言・要望をする。(教育四者の連携を含む)
- 3 関係機関と連携 県や教育関係機関へ審議会委員や理事として参加し、PTAとしての考えを進言する。
- 4 健康安全教育 県Pの事業である親子安全会・扶助会の健全な運営を推進する。

山梨県PTA協議会の概要

1945年8月15日終戦、荒廃した国土の中から国民一丸となって復興の槌音が響いた。

日本の将来を担う子どもたちを、健やかでたくましく成長するようにと民主教育が提唱された。1947年（昭和22）年、これを推進するためアメリカから山梨に派遣された文民教育担当官・パン・スターヴェン氏は、「学校教育を推進するためには、親と教師が互いに連携していかなければならない」しかも「親自身が教育を知り、民主的な考えや態度を身につけることを学ばなくてはならない」そうした親と教師の会、PTA設立の必要性を助言した。

この年の7月22日、山梨県と文部省の共催で第1回社会教育研究大会が開かれ、席上PTA設立の勸奨がなされた。従って、この年を起点にして、県下各小中学校でPTAを発足させたところが多かった。

(山梨県PTA協議会の結成)

1950（昭和25）年2月24日、県立教育研修所ホールにおいて、県下のPTAの総会を開き、連合体結成について協議が行われた。

9月16日、同所に於いて、山梨県小中学校PTA連合会を結成し、事実上県下PTAを一丸とする連合体が誕生した。

1964（昭和39）年7月11日、定期総会に於いて本会名を「山梨県PTA協議会」と改称した

(親子安全会結成)

1971（昭和46）年8月、北九州市で開かれた日本PTA全国研究大会に於いて、東北ブロックから「親子安全会という相互扶助の見舞金制度を実施したらどうか」という提案があり、各都道府県が自主的に実施することで決定した。

山梨県では、1974（昭和49）年の定期総会に於いて昭和49年度を準備期間とし、翌年4月1日を期して発足することを決定した。

1975（昭和50）年2月20日、山梨県PTA協議会親子安全会結成大会開催、同年の4月1日より業務を開始した。

(扶助会結成)

2008（平成20）年6月7日、山梨県PTA扶助会総会開催、4月1日より業務開始。
PTA親子安全会の会員保護者・教職員が死亡の場合、厚生援助・弔慰見舞い金支払い制度。

(日本PTA結成と全国・関ブロ研究大会)

1952（昭和27）年10月14日

日本父母と先生の会（PTA）全国協議会結成大会を東京にて開催

1953（昭和28）年8月30日

第1回日本PTA全国研究大会開催 三重県宇治山田市

1984（昭和59）年9月13・14日

第16回関東ブロックPTA研究大会山梨大会 甲府市で開催

1995（平成7）年9月7・8日

第27回（社）日本PTA関東ブロック研究大会山梨大会 甲府市他

2000（平成12）年8月25・26日

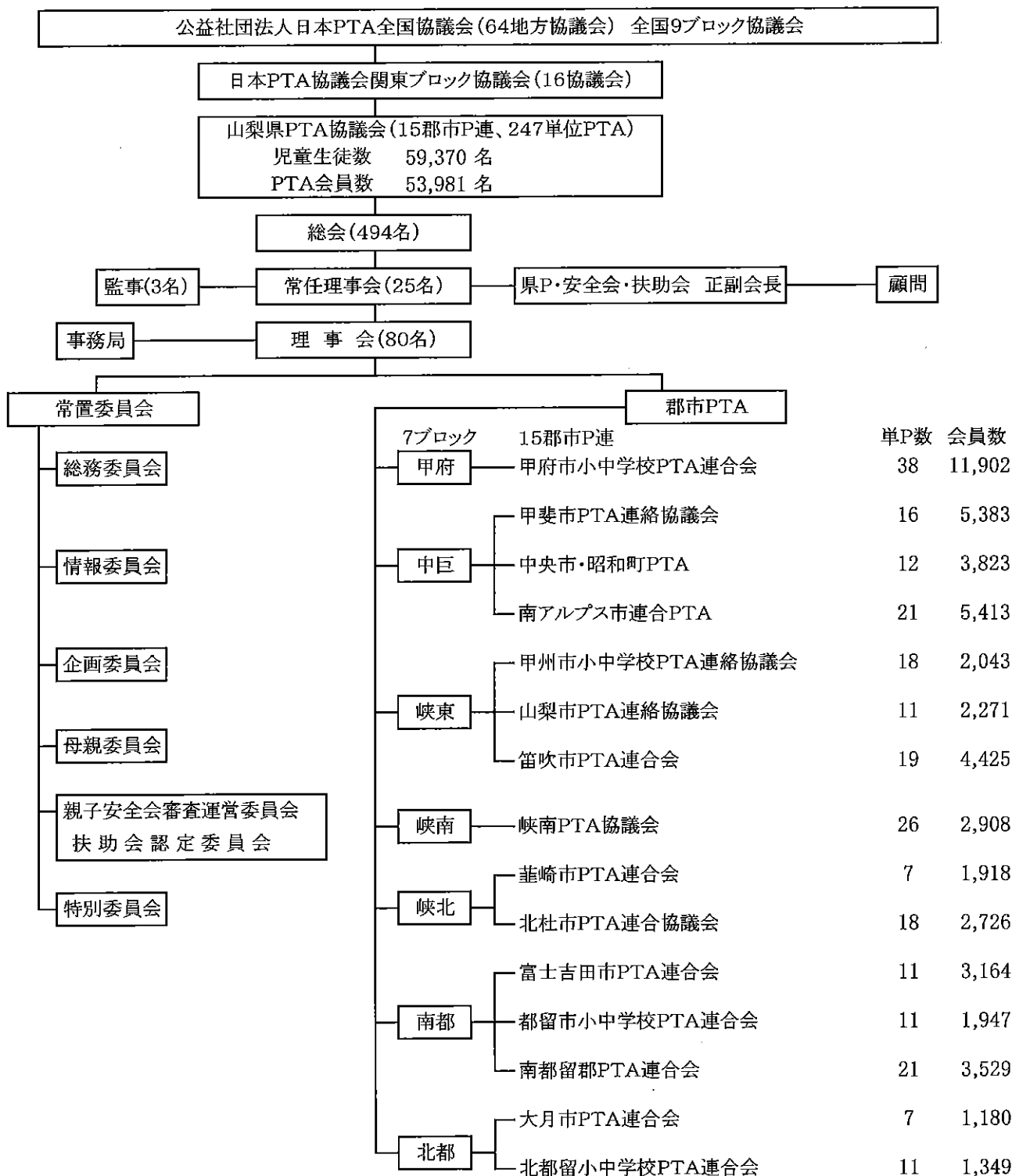
第48回（社）日本PTA全国研究大会山梨大会 甲府市他

2009（平成21）年10月16・17日

第41回（社）日本PTA関東ブロック山梨大会開催 富士吉田市他

2013（平成25）年4月1日 「公益社団法人日本PTA全国協議会」と法人移行

2022年10月 第54回（公益社団法人）日本PTA関東ブロック山梨大会開催予定



参考 副会長＝各ブロック＋教師代表(校長会)＋母親代表＋全県 (規定第4条(4))
 (各ブロック代表7 教師代表1 母親代表1 全県1)

常任理事＝正副会長、副会長の選出されていない郡市P代表、常置委員長、特別委員長 (規定第7条)
 (正副会長12 郡市P会長(代表)8 常置委員長5 特別委員長1)

理事＝各郡市の父親代表・母親代表・教職員代表各1名及び事務局長(規定第2条)
 31単位PTAを越える郡市Pは1名追加できる

山梨県PTA協議会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は山梨県PTA協議会という。(以下、本会という)

(事務所)

第2条 事務所を甲府市丸の内三丁目3番7号山梨県教育会館内に置く。

(目 的)

第3条 本会は山梨県内公立小中学校のPTAを代表し、各単位PTA活動の支援を通じて青少年の健全育成と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(基本方針)

第4条 本会は教育に対して不偏不党、自主独立を旨とし民主的団体として活動する。

(事 業)

第5条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 社会教育・家庭教育及びPTA活動の質的向上に資する会議等の開催及び教育に関する調査研究及び提言
- (2) 教育資料に関する収集及び提供、機関紙発行などの情報活動、広報活動
- (3) 国、県、他社会教育団体及び生涯学習団体事業に参加及び協力
- (4) 親子安全会及び扶助会の運営(会則については各々別に定める)
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第6条 本会は県内公立小中学校PTAをもって組織する。

2 会員は単位PTAとし、その構成員は在学する児童生徒の保護者及び在籍する教職員とする。

3 会員たる単位PTAは、毎年新たになった構成員数及び退会する構成員数を速滞なく本会に報告するものとする。

(会 費)

第7条 本会の会費は、児童生徒数に180円を乗じた額を年額とし、毎年6月未までに納入するものとする。

2 親子安全会費については、別に定める。

第3章 会議及び組織

(会議の種類及び構成)

第8条 本会を運営し事業の推進を図るために次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会
- (4) 委員会
- (総 会)

第9条 総会は定期総会と臨時総会とする。2 総会は、会員たる単位PTAの代表者2名を持って構成する。

3 定期総会は毎年1回会計年度終了後3ヶ月以内に会長が招集する。

4 臨時総会は必要に応じて、理事会あるいは監事が必要と認められた時、招集する。

5 総会の議長は出席者の互選で決める。

6 総会は、過半数の出席をもって成立し、委任状は出席とみなす。決議は、出席者の過半数をもって決する。

(総会の議決事項)

第10条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 役員の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 理事会に付託する事項
- (6) その他本会の重要な事項

(理事会)

第11条 理事会は会長、副会長及び各郡市PTA連合会より選出された理事をもって構成し年3回、会長がこれを招集する。但し、会長が必要と認めたとときあるいは理事数の3分の1以上又は、監事から開催の請求があった時も開催する。

2 理事会の議長は出席理事の互選で定める。

3 理事会は理事の過半数の出席をもって成立する。

(理事会の議決事項)

第12条 理事会は次の事項を議決する。

- (1) 総会から付託された事項
- (2) 諸規定の制定及び改廃
- (3) 役員の選任
- (4) 事務局長、事務局次長の任免
- (5) 役員選挙委員会委員の選任
- (6) 特別委員会の設置
- (7) その他会務運営に必要なと認めるもの

(常任理事会)

第13条 常任理事会は理事会開催前または会長が必要としたとき開催する。

2 常任理事会は会長、副会長、常任理事をもって構成される。

3 議長は会長が就く。

(常任理事会の議決事項)

第14条 常任理事会は次の事項を議決する。

- (1) 理事会より付託された事項
- (2) 緊急を要する事項(但し、この場合は次回理事会に報告を必要とする)
- (8) 委員会事業の細目に関する事項

(4) 表彰の団体及び個人の決定

(郡市PTA連合会)

第15条 本会は、各郡市PTA連合会の活動を支援し、密接に連絡を取り合いPTAに必要な活動をともに行う。

(委員会の設置)

第16条 本会の事業推進のため次の委員会を置く。

1 常置委員会

(1) 総務委員会 渉外 事務局 財務運営 会議運営

(2) 情報委員会 情報紙の発行 情報交換 広報情報活動

(3) 企画委員会 教育に関する調査研究 提言 提案

(4) 母親委員会 母親としての実践活動の調査研究

2 親子安全会審査運営委員会及び扶助会認定委員会(詳細は各々別に定める)

3 特別委員会 その他緊急かつ重要な問題について理事会の承認で1年を越えない範囲で特別委員会(会議)を置くことができる。

4 役員選挙委員会 次年度の正副会長を理事会で諮問する。

(正副委員長)

第17条 委員会に委員長、副委員長各1人を置く。委員長は委員会を代表し、副委員長は委員長を補佐し、会務の運営を行う。

(委員の選任)

第18条 常置委員会の委員は理事で構成される。但し、母親委員会は各郡市PTA連合会より理事として選任された母親代表で構成される。

2 特別委員会の委員は、会長が指名し理事会で承認する。

第4章 役員及び事務局

(役員)

第19条 本会に次の役員を置く。
会長1人、副会長10人以内、
常任理事若干名、理事若干名、監
事3人以内

(役員の選任)

第20条 役員は役員選出規定の定めるところにより、理事会及び総会において承認する。

2 役員に欠員が生じたときは、理事会において後任者を選任することができる。

3 理事と監事はこれを兼ねることはできない。

(役員職務)

第21条 会長は本会の業務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した順序によりその職務を代理する。

3 常任理事は、副会長を補佐する。

4 理事は理事会を組織してこの定款に定めるもののほか、本会の総会により委託された事項を執行する。

(監事の職務)

第22条 監事は本会の業務執行及び財務執行について監査を行う。また、理事会、常任理事会等に出席し意見を述べることができる。

(顧問職務)

第23条 本会に顧問を置くことができる。
2 顧問は会長の諮問に応じて、または重要な会務について意見を述べることができる。

(役員の任期及び資格)

第24条 役員は任期は定例会開催日から次年度定例会までの1年とする。ただし再任は妨げない。

2 役員は資格は、単位PTA正規会員とする。ただし、監事、顧問につ

いては、この限りではない。

(事務局)

第25条 本会の事務を処理するため事務局を設け事務局長、事務局次長及び必要な職員を置く。

2 事務局次長及び事務局次長は理事会の承認を経て任免し、その他の職員は会長が任免する。

3 職員の職制、勤務及び給与については別に定める規定による。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第26条 本会の資産は次の通りとする。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費収入
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第27条 本会の資産は会長が管理、保管する。但し、事務局長に委嘱できる。

(経費の支弁)

第28条 本会の事業遂行に要する経費は資産をもって支弁する。

(収支予算・決算)

第29条 収支予算及び決算は会長が作成し、監事の意見を付し、理事会及び総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第30条 会計年度は4月1日から翌年3月31日とする。

(会計の種類)

第31条 一般会計と別に定める親子安全会及び扶助会を含む特別会計の2種類とする。

第6章 解散

(解散)

第32条 本会は第3条に規定する目的を達成した時、あるいは存続意義を失った時、解散する。

2 本会が解散する時は、正副会長が清算人となる。但し、総会の議決によって理事の中からこれを選任することができる。

(残余財産の帰属)

第33条 残余財産は、単位PTAに分配し、なお余りの有る場合理事総数の3分の2以上の同意によって、帰属先を決定する。

第7章 補足

(書類及び帳簿等の備付)

第34条 事務局に次の書類帳簿をを備え付なければならない。

- (1) 定款・諸規定
- (2) 単位PTA名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 財産目録
- (5) 収入支出に関する帳簿・証憑
- (6) 会議事録
- (7) 出向先資料
- (8) その他必要な書類

(情報公開)

第35条 PTA会員より書面にて会長宛資料開示請求があった場合、個人を特定するものを除いて原則公開とする。但し、本会はこれに要する費用を請求できる。

付則

- 1 この定款は平成14年度総会承認後施行
- 2 この定款は平成22年度総会承認後施行
- 3 この定款は平成24年度総会承認後施行
- 4 この定款は平成27年度総会承認後施行する。ただし第7条は平成28年4月1日より施行する。

《役員選出規定》

(目的)

第1条 役員は選考過程を明示することにより役員職務を自覚し、会員の理解と事業に対する協力を促すことを目的とする。

(理事の選任)

第2条 各都市PTA連合会は父親、母親、教職員の代表者各1人と事務局長の代表者各1人を本会の理事として選出する。
(正副会長及び3IPTAを越える都市は1人追加選出できる)

(会長の選任)

第3条 役員選考委員会が会長候補者を選考し、理事会及び総会で承認する。

(役員選考委員会)

第4条 役員選考委員会は、副会長及び理事の中から7人を互選し、2月末までに発足する。

2 役員選考委員会は、互選により正副委員長各1人を決定する。

3 委員会の役割

(1) 次年度も単位PTA正規会員資格を有する者の中から、会長候補者1人を選考する。

(2) 会長へ立候補する場合、あるいは推薦する場合を含めた必要書類、手続等を公示する。

(3) 選挙が行われる場合は、当委員会が選挙管理委員会となる。

(4) 副会長候補者の選考は、10人以上とし、うち7人は都市(7コア)代表、残り3人のうち、1人は母親代表、1人は教職員代表、1人は全県代表として理事会に推薦できる。

(5) 山梨県PTA協議会の会長もしくは会長及び副会長経験者の中から、山梨県PTA親子安全会の会長候補者1人を選考する。

4 役員選考委員会は、総会での役員承認をもって終了する。

(監事の選任)
第5条 監事は理事経験者及び有識者の中から会長が指名し、理事会及び総会で承認する。

(顧問の選任)
第6条 顧問を置く場合は会長が指名し、理事会で承認する。

(常任理事の選任)

第7条 常任理事は副会長以外の都市PTA A連合代表と常置委員会の委員長が当たる。
2 特別委員長は、常任理事とすることが出来る。

付 則：

1 この規定は平成14年度総会承認後施行
2 この規定は平成24年度総会承認後施行
3 一部改正 平成25年10月5日理事会 第7条

《 経 理 規 定 》

(目的)

第1条 この規定は定款第5条資産及び会計の規定に従い、財政状況を明らかにし、事務効率の向上を目的とする。

(経理責任者)

第2条 経理責任者は会長とする。
(経理担当者)
第3条 経理担当者は事務局長とする。経理事務の遂行については事務局長がこれを補佐する。

(書類の保存)

第4条 帳簿及び書類の保存期間は次のとおりとする。
(1) 予算書及び決算書 永久保存
(2) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類 10年
(3) 総勘定元帳 10年
(4) 財産目録 10年

(帳簿)

第5条 一般会計及び特別会計それぞれ次

の主要簿及び補助簿を備え、全ての取引を記帳しなければならない。

- (1) 主要簿 1) 仕訳帳
2) 総勘定 元帳
(2) 補助簿 1) 現金出納帳
2) 預金出納帳
3) 会費明細帳
4) 基本財産簿

(出納)

第6条 経理担当者は、経理責任者の指示に基づく取引の遂行、金銭等の保管、関係帳簿の保存事務にあたる。

(金融機関との取引)

第7条 銀行その他の金融機関との取引を開始するときは会長の承認を得なければならない。

(印鑑)

第8条 取引に使用する印鑑は会長印とする。

2 会長印は事務局長がこれを保管する。

(固定資産の管理)

第9条 固定資産の管理者は事務局長とする。

2 固定資産の管理者は固定資産の保全状況及び移動についての記録をしなければならない。

(契約)

第10条 本会会務における売買、賃貸借、請負、その他契約を締結する場合、契約担当者は会長とし、契約方法については事務局長が判断する。

2 契約額が20万円を超えるものについては理事会の承認を必要とする。

(科目)

第11条 一般会計及び特別会計の収入及び支出の科目は次の通りとする。

- 収入の部… 繰越金、会費、助成金、特別会計繰入金、雑収入
支出の部…
1 事務局費
(1) 報酬 医師、弁護士、会計士等に依頼したもの
(2) 給料手当等 職員の給与、臨時職員

賃金、諸手当、法定福利費、補助費、退職引当金

(3) 旅費交通費 事務局員の旅費、出張費

(4) 渉外費 渉外費用及び得意規定による支出

(5) 需用費 消耗品費、食糧費、修繕料、燃料費

(6) 備品購入費 什器機器具類、図書購入費

(7) 通信光熱費 電話料、郵送費、光熱費など

(8) 使用料賃貸料 家賃、リース代事業費

(1) 総会費 総会に要する経費

(2) 会議費 総会以外の会議運営費

(3) 旅費 事務局員以外の旅費、旅費規程による

(4) 委員会費 各委員会の運営費

(5) 研修費 日P研究会関東ブロック日本PTA全国協議会1人当り会費×児童生徒数

(6) 日P会費 親子安全会見舞金、扶助会厚生援助金、弔意見舞金

(7) 見舞金 親子安全会見舞金、扶助会厚生援助金、弔意見舞金

(8) 学校事務費 親子安全会単位PTA事務経費

(9) 郡市PTA活動費 親子安全会の活動援助費

(10) 雑費 上記範囲に入らないもの

3 積立金

4 運営費調整金

5 雑費

6 予備費

付 則：

1 この規定は平成14年度総会承認後施行
一部改正 平成16年1月31日 第2条 第6条 第10条
平成16年4月1日より施行する。

一部改正 平成22年2月6日

第11条 2 (7)

一部改正 平成23年5月21日

第11条 2 (6)

一部改正 平成29年5月21日理事会

第11条 3 4 5 6

《 表彰規定 》

(目的)

第1条 社会教育の推進に貢献し他の模範となる活動に対して表彰することに より、さらなる教育文化向上をめざす。

(表彰の資格)

第2条 次の活動の部門で活動が顕著であった団体、個人を常任理事会の承認をもって表彰できる。

1 都市PTA連合会活動

1 連合会、1個人

2 単位PTA及び個人

事務活動最優秀 1団体、1個人

事務活動優秀 1団体、1個人

広報活動最優秀 1団体、1個人

広報活動優秀 1団体

3 その他の団体及び個人

(推薦者)

第3条 表彰者の推薦は前条第1項・第2項・第3項については郡市PTA連合会長が所定の書式提出により推薦できる。なお、被表彰者は推薦された候補の中から常任理事会の議決で決まる。

付 則：

1 この規定は平成14年度総会承認後施行
一部改正 平成17年1月29日
一部改正 平成25年5月25日
1条 第2条 第3条

《 旅 費 規 定 》

(支給対象)

第1条 本会の事業計画に則り用務を帯びて会議等に出席する場合はこの規定により旅費を支給する。

2 旅費の支給を受ける者は次の通りである。

- (1) 役員
- (2) 委員会委員
- (3) 事務局職員
- (4) その他本会が必要とした会員

(算出方法)

第2条 旅費の算出は受給者の所在市町村より用務地までとする。

- 2 金額は県内においては
往復距離(km)×40円とする。
- 3 鉄道運賃は普通料金とし、旅客運賃表で計算する。また80kmを越える場合は特急料金を併せて支給する。
- 4 飛行機運賃はエコノミーとし、会長の許可を必要とする。
- 5 やむなくタクシー等利用の場合には理由書を付して後日精算とする。
- 6 本会所有車利用の場合は支給しない。

(日当・宿泊料)

第3条 日当の支給は、本会職員のみとし、用務地が県内については支給しない。

- 2 本会職員の県外への出張については、1日1,200円以内とする。(旅行雑費)
- 3 宿泊料は宿泊先が決められているときはその実費を。また任意に選定するときはなるべく廉価な宿泊先とし実費精算とする。

(支出について)

第4条 会議での旅費は会場で支給する。以外については請求者は連滞なく旅費、宿泊料及び日当請求書を事務局に提出し精算するものとする。

2 旅費及び日当などについて出張先あるいは出向先から支給される場合、本会からの支給はしない。

(有給休暇)

第5条 会長は業務に支障のない限り、年次有給休暇を与えなければならない。

2 各年次ごとに所定労働日の8割以上出勤した従業員に対しては、次の表のとおり勤続年数に応じた日数の年次有給休暇を与える。

勤続年数	1年	2年	3年	4年	5年
6か月	6か月	6か月	6か月	6か月	6か月
10日	11日	12日	14日	16日	18日

(忌引休暇)

第6条 次の期間内休暇を与えることができ

亡くなられた方	血族	姻族
妻・夫	10日	—
父・母・子	7日	3日
祖父母・孫・兄弟・姉妹	3日	1日
叔父・叔母	1日	1日

(届け出の義務)

第7条 遅刻、欠勤、早退または休暇の際には、あらかじめ会報に届け出て許可を受けなければならない。緊急の場合は事後速やかに届け出るものとする。(業務上の意見・改善具申)

第8条 職員は上司に対して自由に職務上の意見を申し出ることができる。また業務の改善を積極的に申し出ることができる。

(給与規定)

第9条 職員の給与に関する規定は次のとおりとする。

1 職員の給与は山梨県行政職給料表を

適用する。

2 職員の助手当は期末勤勉、通勤手当として県職員行政職に準じる。

3 職員の法定福利費負担は1月15,000円とし給与とともに支給する。

4 初任給は事務局長、事務局次長は1級25号を基準とし、昇給は年1回4月1日とする。

臨時職員は別に定める。

5 職員の退職金は退職時の月額給与額に勤務年数を乗じた額とする。在籍年数に端数が生じた場合、その月数を追加する。

(雇用契約)

第10条 事務局長、事務局次長の勤務はあわせて5年を限度とする。

2 事務局員は1年ごと或いは複数年雇用契約とする。

付 則

この規定は平成14年度総会承認後施行
一部改正 平成16年1月31日
一部改正 平成18年9月29日
一部改正 平成22年5月22日 第9条
一部改正 平成26年5月24日 第10条

《 弔 意 規 定 》

(対象者)

第1条 この規定の対象者は本会役員並びに単位PTA会長とする。

(弔 意)

第2条 次の各項により、弔意を表す。

(1) 前条本人死亡の場合、香料10,000円を贈る。

(2) 本会役員の一親等死亡の場合、香料5,000円を贈る。

(3) 関連団体役員及び歴代役員については前項規定香料を越えない範囲で会長が判断する。

付 則：この規定は平成14年度の総会承認後施行する。

一部改正 平成16年1月31日 第2条

山梨県PTA親子安全会定款

第1章 総則

(名称・帰属)
第1条 本会は山梨県PTA親子安全会と
いう。

2 本会の事業は、山梨県PTA協議
会の行う事業である。

(事務所)
第2条 本会は事務所を、甲府市丸の内三
丁目33番7号山梨県教育会館内に
おく。

(目的)
第3条 本会は、PTA会員及び児童生徒
の不慮の事故に対する見舞金給付、
死亡弔慰金給付及び機軸安全教育の
向上や福祉の増進に対して助成を行
うことを目的とする。

(事業)
第4条 本会は前条の目的を達成するた
めに次の事業を行う。

- (1) 児童生徒の学校管理下外の事故に
対する見舞金の給付事業（見舞金給
付規定）
- (2) PTA会員のPTA活動中及び児
童生徒を含めた社会的行事等の事故並
びに教職員の勤務中に発生した事故に
対する見舞金の給付事業（見舞金給付
規定）
- (3) 安全生活に対する意識の高揚・普
及に関する事業
- (4) 安全教育推進に関する事業（心の
教育、教育相談事業、子育て学習会
等）
- (5) その他、本会の目的を達成に必要
な事業

2 前項に掲げる事業に関しては山梨
県PTA親子安全会見舞金給付規定
の定めるところに基づき、山梨県P
TA親子安全会審査運営委員会が決
定する。

第2章 会員

(会
員)

第5条 本会は、山梨県内の国公立小学
校の児童生徒、その保護者及び教職
員をもって会員とする。

2 会員は全員加入を原則とする。

(会
費)

第6条 会員の災害見舞金の会費は、児童
生徒は1人につき年額400円、保
護者は1人につき年額300円、教職員
は1人につき年額300円とする。

第3章 会議及び組織

(会議の種類及び構成)

第7条 本会を運営し事業の推進を図るた
めに次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会
- (4) 審査運営委員会
- (5) 諮問委員会

(総
会)

第8条 総会は定期総会と臨時総会とす
る。

- 2 総会は会員たる単位PTAの代表
者2名をもって構成する。
- 3 定期総会は毎年1回会計年度終了
後8か月以内に会長が招集する。
臨時総会は必要に応じて、理事会
または監事が必要と認められた時招集す
る。
- 5 総会の議長は出席者の互選で決め
る。
- 6 総会は代表者の過半数をもって成
立し、委任状は出席と見なす。議長
は出席者の過半数をもって決する。

(総会
の議決事項)

第9条 総会は次の事項を議決する。
(1) 事業報告及び決算報告
(2) 事業計画および予算

(3) 役員の承認

(4) 定款の改定

(5) 重要な財産の処分、または重大な
義務の負担に関する事項

(6) 理事会に付託する事項

(7) その他重要な事項

(理事会)

第10条 理事会は会長、副会長及び各郡
市PTA連合会より選出された理事
をもって構成し、年3回会長が招集
する。ただし、会長が必要と認めた
とき、あるいは理事数の3分の1以
上又は、監事から開催の要求があつ
た時も開催する。

2 理事会の議長は出席理事の互選で
決める。

3 理事は理事の過半数の出席をも
って成立し、議決は出席者の過半数
の同意をもって決する。

(理事
会の議決事項)

第11条 理事会は次の事項を議決する。

- (1) 総会から付託された事項
- (2) 諸規定の制定及び改定
- (3) 役員の選任
- (4) 事務局次長の任免
- (5) 特別委員会の設置
- (6) その他他会務運営に必要と認める
事項

(常任
理事会)

第12条 常任理事会は理事会開催前又は
会長が必要に応じて開催する。

2 常任理事会は会長、副会長、常任
理事をもって構成される。

3 議長は会長が就く。

(常任
理事会の議決事項)

第13条 常任理事会は次の事項を議決す
る。

- (1) 理事会より付託された事項
- (2) 察知を要する事項（但し、この
場合次回理事会の報告を必要とす
る）
- (3) 委員会事業の細目に関する事項

(審
査運営委員会)

第14条 審査運営委員会は本会の行う見
舞金給付に関する審査及び必要な事
項の検討を行う。

2 審査運営委員会は会長、校長、代
表1人、母親代表1人、各郡市PT
A連合会より選出された代表各1人

及び特別顧問の医師1人で構成され
る。

3 委員の互選で委員会を代表する委
員長1人、委員長を補佐する副委員
長を1人置く。

4 審査運営委員会は必要に応じて委
員長が招集する。但し、原則として
毎月1回見舞金審査のために審査運
営委員会を開催する。

(諮問
委員会)

第15条 諮問委員会は、本会の運営上重
要な次の事項について諮問に答え
る。

- (1) 一般会計から会計が異なる団体
への拠出に関する事項
- (2) 定款の変更
- (3) 本会組織の重要な変更
- (4) その他重要な事項
- 2 諮問委員会は歴代の会長、校長、
代表、母親代表、事務局長、事務局
次長及び審査運営委員長の各経験者
の内5代さかのぼった者をもって構
成する。
- 3 諮問委員会は会長が必要に応じて
招集する。

第4章 役員・顧問及び事務局

(役
員)

第16条 本会に次の役員を置く。
会長1人、副会長10人以内、常
任理事若干名、理事若干名、監事3
人以内を置く。

- 2 本会には、特別顧問として医師、
会計士を理事会の承認を経て会長は
これを委嘱することができる。

(役員
の選任及び職務)

第17条 本会の会長は、山梨県PTA協
議会の会長若しくは会長及び副会長
経験者をもってこれにあて、本会を
代表し、その業務を処理する。
2 本会の副会長は山梨県PTA協議
会の副会長をもってこれにあて、会
長を補佐し、会長事故あるときは七
の職務を代行する。
3 本会の監事は、山梨県PTA協議
会の監事をもってこれにあて、本会
の業務執行について監査を行う。ま
た、理事会、常任理事会等に出席し
意見を述べることができる。

4 本会の常任理事並びに理事は、山梨県PTA協議会の常任理事並びに理事をもってこれに當り、常任理事は副会長を補佐し、理事は理事会を組織して定款に定めるもの他、本会の総会より委任された事項を執行する。

5 本会の顧問は、山梨県PTA協議会の顧問をもってこれに當り、会長の顧問に於いて、または重要な会務について意見を述べ。

第18条 本会の事務を処理するため事務局を設け、事務職員として山梨県PTA協議会事務局長次長があたり及び庶務会計係を置く。

2 山梨県PTA協議会事務局長は理事会の承認を経て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。

3 職員は、職務、服装及び給与については、山梨県PTA協議会の定める規定による。

(役員任期)

第19条 本会役員任期は定期総会開催日から次年度定期総会までの1か年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第20条 本会の会計は、流動資産、固定資産及びその他の資産とする。

(資産の管理)

第21条 本会の資産は会長が管理、保管する。ただし、事務局次長に委嘱できる。

(経費の支弁)

第22条 本会の事業遂行に要する経費は資産をもって支弁する。

(収支予算・決算)

第23条 収支予算及び決算は会長が作成し、監事の意見を付し、理事会及び総会の承認を得なければならない。

2 決算を翌年度の5月31日までに完結するものとする。

(会計の種類)

第24条 本会の会計は一般会計と繰越特別会計の2種類とする。

(会計年度)

第25条 会計年度は4月1日から翌年3月31日とする。

(剰余金処理)

第26条 剰余金は当期の収支差額のうちに、当該年度の各単位PTAから納入された会費総額から、当該年度の総支出額を控除した残額を言う。

2 決算において剰余金を生じたときは、第31条の郡市P連安全教育推進活動費を控除してもなお剰余金ある場合、残額を繰越金として、次年度繰越金に加える。

(次期処理金)

第27条 決算に於いて欠損金を生じたときは、繰越特別金を以て処理することができる。

(一時借入金)

第28条 本会は理事会の承認をもって一時借入金をすることができ。

2 一時借入金は当該事業年度内に償還するものとする。

(資産運用の制限)

第29条 本会は、次の方法で資産運用する。

- (1) 金融機関への預貯金
- (2) 国債又は地方債
- (3) 金銭信託

(PTA事業費)

第30条 本会は一般会計及び繰越特別金のうち、当該事業年度山梨県PTA協会の事業費として拠出することができる。

(郡市P連安全教育推進活動費)

第31条 本会は、決算において剰余金を生じたときは、各郡市PTA連合会に安全教育推進活動費として、各郡市P連より納入せられたる会費総額の5%を限度に拠出することができる。

(単位PTA学校事務費)

第32条 本会は、各単位PTA親子安全会学校事務費として、各単位PTAより納入された会費総額の5%を限度に拠出することができる。ただし、単位PTA1校につき2,000円を下らない。

第6章 雑則

(規定及び細則)

第33条 役員選出規定、経理規定、旅費規定は山梨県PTA協議会の定める規定による。

2 見舞金給付規定及び親子安全会細則については別途定める。

(書類及び帳票等の備付)

第34条 事務局に次の書類帳票を備付しななければならない。

- (1) 定款・諸規定
- (2) 単位PTA名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 財産目録
- (5) 収支に関する帳票・証憑
- (6) 会議議事録
- (7) その他必要な書類

(情報公開)

第35条 PTA会員等より書面にて会長

《山梨県PTA親子安全会 見舞金給付規定》

(目的)

第1条 本規定は、山梨県PTA親子安全会(以下「本会」と呼ぶ)定款第4条第1項1号および第2号の規定に基づき、本会会員に給付する共済事業(以下「見舞金給付」という)の運営に関する事項を定める。

(見舞金給付契約)

第2条 本会は、見舞金給付を行うため、単位PTA代表と見舞金給付契約を締結する。

2 見舞金給付契約を締結しようとする単位PTA代表者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 毎年4月1日から6月1日までに本会所定の用紙に加入者総数及び会費総額を記入し、契約の申し込みをする。
- (2) 会費は6月末日までに本会指定の金融機関口座に入金するか、本会に納入し納入する。

(3) 契約の解除をしようとする単位PTA代表者は、4月1日から6月1日までその旨を書面にて本会に提出しなければならない。

(4) 前項を除き、毎年継続して契約の

宛に資料開示請求があった場合、個人を特定するものを除いて原則公開とする。ただし、本会はこれに要する費用を請求できる。

(付則) この定款は平成15年度定期総会承認後施行する。

(付則) この定款は平成20年度定期総会承認後施行する。

(付則) この定款は平成21年度定期総会承認後施行する。

(付則) この定款は平成22年度定期総会承認後施行する。

(付則) 平成24年6月9日定期総会で一部改正：第2条、第17条

(付則) 平成25年6月15日定期総会で一部改正：第8条2

(附則) 令和元年6月1日定期総会で一部改正：第18条1、2

締結がなされたものとする。

(給付対象)

第3条 見舞金給付の対象となる傷害事故はそれぞれ次の通りとする。

- 1 児童生徒 日本スポーツ振興センターの対象とならない児童生徒の私生活全般から発生した傷害事故及び登校下校中の交通事故。
- 2 保護者 PTAの主催又は共催の行事及び児童生徒を対象とした社会的行事等に参加中に発生した傷害事故。
- 3 教職員 上記保護者の場合の他、勤務中に発生した傷害事故。

(見舞金の種類・金額)

第4条 本会が給付する見舞金は別表1の通りとする。

(見舞金請求期間)

第5条 本会に見舞金を請求する場合は傷害事故発生日より180日を上限とする治療期間完了後、原則として3か月以内に医師等の証明書と単位PTA会長及び校長の職印のある見舞金請求申請書を提出しなければならない。事故発生日より、2年を経過して申請なき場合は請求出来ない。

(医師等の証明書類)

第6条 医師等の証明書類については200円を原則とする。後日審査運営委

員会の審議によりその金額、または若干の補助金を見舞金に添えて給付することが出来る。

(免責事項)

- 第7条 本会の行う見舞金給付責任は、次の場合は免責となる。
- 1 日本スポーツ振興センターにおいて担保されている傷害事故。
 - 2 本人の無免許運転中、飲酒運転中の事故、その他不正な申請。
 - 3 地震、噴火、台風、その他これに類似の天災に起因した事故。ただし、PTA会員として救出作業に従事中の災害は除く。
 - 4 戦争、争議、紛争など動乱に起因した傷害事故。
 - 5 医師等の治療回数が2回未満の傷害事故。

付則 平成15年6月7日改正

- 平成15年6月8日施行
 付則 平成17年1月30日改正
 平成18年4月1日施行
 付則 平成17年10月1日改正
 平成18年4月1日施行
 付則 平成19年10月1日改正
 平成20年4月1日施行
 付則 平成21年2月7日改正
 平成21年4月1日施行
 付則 平成21年5月23日改正
 平成21年10月1日施行
 付則 平成22年4月1日施行
 平成22年5月22日改正
 付則 平成23年4月1日施行
 平成23年10月8日改正
 付則 平成24年4月1日施行
 平成26年3月8日改正
 付則 平成25年4月1日施行
 平成28年2月6日改正
 付則 平成28年4月1日施行

- ます。また、入・通院の見舞金と合わせて10万円を超えないものとし、入・通院の発生から180日間以内に、傷害事故発生した場合や後遺障害が重なる場合も、見舞金の上限は合算で10万円を超えないものとし、傷害見舞金支払い対象は、治療(密診)回数が2回以上の場合です。(同時傷害による、1日2科受診も治療2回と数えます。一例、歯科と整形外科)

- 4 骨折(離断・骨端線損傷)については、病院内で医師の治療を受けた時に限り、通院期間から治療回数差し引いた日数の6分の1を治療回数として加算します。
- 5 整(接)骨院で治療を受けた時は、既定給付の5割とします。

注) この規定は、平成26年4月1日以降発生した事故傷害より適用します。

(別表1 見舞金の種類・給付金額)

区分	対象	事由	見舞金額
死亡見舞金	児童生徒	日本スポーツ振興センター適用外 (※学校生活以外の全てのけがが対象)	10万円
	保護者・教職員	疾病・傷害を問わずいかなる場合も対象	10万円
傷害見舞金 【整(接)骨院での治療は5割給付、上限50,000円】	児童生徒	日本スポーツ振興センター適用外	入院 1,500円/1日 通院 1,000円/1回
	保護者	1 PTA活動中 2 児童生徒を対象とした社会的行事参加中 (※社会行事とは公的機関の主体行事)	入院 3,000円/1日 通院 1,500円/1回
	教職員	1 PTA活動中 2 児童生徒を対象とした社会的行事参加中 3 勤務中	入院 3,000円/1日 通院 1,500円/1回
	児童生徒	後遺障害見舞金支払区分によって査定された金額。 (ただし入・通院傷害見舞金と合算して10万円以内)	
	保護者・教職員		

(付則)

- 1 第3条の場合において傷害事故発生日より180日以内に後遺障害が発生した場合は、後遺障害見舞金支払区分表及び嘱託医の見解を参考に、10万円を100%とし、後遺症の内容(程度)により割合を審査委員会において決定します。ただし、保護者及び教職員については、PTA活動中の事故については3倍、児童生徒を対象とした社会的行事参加中については2倍とし

山梨県PTA扶助会 定款

第1章 総則

- (名称・帰属)
第1条 この会は、山梨県PTA扶助会と称する。
2 この会の事業は、山梨県PTA協働会の行う事業である。

- (設立)
第2条 この会の設立は、平成20年4月1日とする。

- (事務所)
第3条 この会は主たる事務所を、山梨県甲府市丸の内3丁目3番7号山梨県教育会館内におく。

第2章 目的及び事業

- (目的)
第4条 この会は山梨県の国公立小中学校の山梨県PTA親子安全会の会員である保護者が死亡した時、遺児に対する厚い支援金の支払いを行うこと、及び会員がPTA活動中の事故により死亡した場合や児童生徒のための活動中の事故により死亡した場合の用慰見舞金の支払いを行うことを目的とする。

- (事業)
第5条 この会は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 第4条に定める資格を有した保護者が死亡した時、児童生徒が家庭の緊急な経済事情に影響されることなく安定した教育を受けられるよう遺児に対して厚生援助金(一時金)を支給する。
(2) 円滑なPTA活動をサポートする上で、活動中に死亡事故が発生した場合、当該会員の家族に対し用慰見舞金を支給する。
(3) 児童生徒を対象とした社会的行事参加中の事故により死亡した場合、当該会員の家族に対し用慰見舞金を支給する。
(4) 教職員が勤務中の事故により死亡した場合、家族に対して用慰見舞金を支給する。

- (5) その他上記に掲げる事業に付帯する事業を行う。
2 前項に掲げる事業に関しては山梨県PTA扶助会給付規定の定めるところに基づき、山梨県PTA扶助会認定会で決定する。

第3章 資産及び会計

- (資産)
第6条 この会の資産は次のとおりとする。
(1) 別表の設立当初の財産目録に記載された基本財産
(2) 事業に伴う収入
(3) 寄付金品
(4) その他の収入

- (資産の管理)
第7条 この会の資産は、会長が管理する。
2 この会は、理事会の決議によって定める次の各号に掲げる場合を除くほか、資産に属する現金を運用してはならない。
(1) 金融機関への預貯金
(2) 国債又は地方債
(3) 金銭信託
3 上記以外の方法で運用する場合は、安かかつ確実性のある方法で、出席理事の4分の3以上の議決を経て運用する。

- (資産の処分制限)
第8条 この会の資産は、担保に供し、譲渡し、又は交換してはならない。ただし、事業遂行上やむを得ない理由がある場合において、認定委員会及び理事会の議決を経て、その一部に限り、担保に供し、又は交換することが出来る。

- (経費の支弁)
第9条 この会の事業遂行に要する費用は、資産を持って支弁する。
(事業計画及び予算)
第10条 この会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、理事会及び総会の承認を受けるものとする。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

- 第11条 この会の収支決算は、会長が作成し、事業報告書とともに、監事の意見を付け、理事会及び総会の承認を受けるものとする。
2 この会の収支決算に剰余金があるときは、理事会及び総会の議決を経て、翌年度に繰り越すものとする。

(PTA事業費)

- 第12条 この会は資産から生ずる利子相当額を、次年度山梨県PTA協働会事業費として拠出することが出来る。

- (長期借入金)
第13条 この会が、借入金(返済期間が1年未満のものを除く)をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。
(新たな義務の負担等)
第14条 この会は、第8条ただし書き及び前条に規定する場合並びに収支予算書で定める場合を除き、新たに重要な義務を負担し、又は重要な権利を放棄しようとするときは、理事会の議決でこれを定めなければならない。

(事業年度)

- 第15条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第4章 役員・認定委員及び職員等

- (役員)
第16条 この会に次の役員を置く。
会長1人、副会長10人以内、理事若干名、常任理事若干名、監事3人以内を置く。
2 この会には、特別顧問として医師、会計士を理事会の承認を経て会長はこれを委嘱することが出来る。
(役員を選任及び職務)
第17条 この会の会長は、山梨県PTA協働会の会長若しくは会長及び副会長経験者をもってこれにあて、この会を表し、その業務を処理する。
2 この会の副会長は山梨県PTA協働会の副会長をもってこれにあて、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3 この会の監事は、山梨県PTA協働

会の監事をもってこれにあて、本会の業務執行について監査を行う。また、総会、理事会、常任理事会等に出席し意見を述べることが出来る。
4 この会の常任理事並びに理事は、山梨県PTA協働会の常任理事並びに理事をもってこれにあて、常任理事は副会長を補佐し、理事は理事会を組織して定款に定められた事項を執行する。

(役員任期)

- 第18条 この会の役員の任期は定期総会開催日から次年度定期総会までの1か年とする。ただし、再任を妨げない。
2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者残任期間とする。
3 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

- 第19条 役員は、この会の役員としてあつた行為の行った場合、又は特

- 別な事情のある場合には、その任期中であつても理事会の議決により、これを解任出来る。
(役員報酬)
第20条 役員は無給とする。

(顧問)

- 第21条 この会には顧問若干人を置くことが出来る。

- 2 顧問は、会長が推薦し、理事会で承認する。
3 顧問は理事会の諮問に応じ、意見を述べることが出来る。

(認定委員)

- 第22条 この会に認定委員を置く。認定委員は会長が任命する。
2 認定委員には、第18条及び第19条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「認定委員」と読み替えるものとする。

(事務局)

- 第23条 この会の事務を処理するため事務局を設け、事務局職員として山梨県PTA協働会事務局次長があたり及び所要の職員を置く。
2 山梨県PTA協働会事務局次長は理事会の承認を経て会長が任命し、その他の職員は会長が任命する。

3 事務局及び職員に関する必要な事項は、会長が理事会の同意を得て定める。

第5章 会議

(会議の種類及び構成)

第24条 この会を運営し事業の推進を図るために次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会
- (4) 認定委員会

(総会)

第25条 総会は定期総会と臨時総会とする。

- 2 総会は山梨県PTA協議会の会員たる単位PTAの代表者2名をもって構成する。
- 3 定期総会は毎年1回会計年度終了後3か月以内に会長が招集する。
- 4 臨時総会は必要に応じて、理事会または監事が必要と認められた時招集する。
- 5 総会の議長は出席者の互選で決める。
- 6 総会は代表者の過半数をもって成立し、委任状は出席と見なす。議決は出席者の過半数をもって決する。

(理事会の議決事項)

第26条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 役員承認
- (4) 定款の改廃
- (5) 重要な財産の処分、または重大な業務の負担に関する事項
- (6) 理事会に付託する事項
- (7) その他重要な事項

(理事會)

第27条 理事会は毎年3回会長が招集する。但し、会長が必要と認めた場合、または理事現在数の3分の1以上から目的事項を示し請求のあった時は、臨時理事会を招集しななければならない。

2 理事会の議長は出席理事の互選とする。

(定足数・議決)

第28条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ議事を開き議決する事が出来ない。ただし、当該議事についてあらかじめ、書面により意見を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除く他、出席理事の過半数で決し、可否同数の時は、議長が決するところによる。

(理事会の議決事項)

第29条 理事会はこの定款で別に定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の承認
- (2) 事業報告及び収支報告の承認
- (3) 諸規定の制定並びに改廃
- (4) 事務局長の任免
- (5) 特別委員会の設置
- (6) その他この会の運営に関する重要事項

(議事録)

第30条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しななければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 出席者数及び出席者氏名(書面表決者あってはその旨を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しななければならない。

(常任理事会)

第31条 常任理事会は会長、副会長、常任理事をもって組織する。

2 理事会開催前又は会長が必要に応じて開催する。

3 議長は会長がこれに就く。

(常任理事會の議決事項)

第32条 常任理事會は次の事項を議決する。

- (1) 理事會より付託された事項
- (2) 緊急を要する事項(但し、この場合は次回理事會の報告を必要とする)

(認定委員会)

第33条 認定委員会は会長、山梨県校長会代表1人、山梨県の国公立小中学校に在籍し、山梨県PTA親子安全会に加える児童の父母代表1人、各都市PTA連合会より選出された代表各1人及び特別顧問の医師1人をもって組織する。

2 認定委員会は委員の互選で委員会を代表する委員長1人、委員長を補佐する副委員長1人を置く。

3 認定委員会が必要に応じて会長が招集する。但し、原則として毎月一回、厚生奨励金及び児童見舞金審査のための認定委員会を開催する。

(認定委員会の審査及び検討事項)

第34条 認定委員会は本会の行う厚生奨励金及び児童見舞金の給付に関する審査及び必要な事項の検討を行う。

第6章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第35条 この会が定款を変更しようとするときは、理事会において議決し、総会の承認を受けなければならない。

(解散)

第36条 この会の解散は、理事会において、出席理事の4分の3以上の議決をもって決し、総会の承認を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第37条 この会の解散に伴う残余財産は、山梨県PTA協議会あるいは山梨県PTA親子安全会に寄附するものとし、

理事会において、出席理事の4分の3以上の議決を持って決し、総会の承認を受けなければならない。

(細則)

第38条 この定款の規程を実施するため必要な細則は、理事會の議決を経て、会長がこれを定める。

附則：この定款は、平成21年度の定期総会承認後施行する。

附則：平成24年6月9日一部改正・施行(第3条、第17条)

附則：平成25年6月15日一部改正・翌4月1日施行(第25条2)

附則：令和元年6月1日一部改正施行(第23条1、2)

別表

設立当初の資産

(平成20年4月1日)

区分	財産の種類	金額	備考
基本財産	現金	221,000,000	山梨県PTA親子安全会より寄付
総計		221,000,000	

単位：円

《山梨県PTA扶助会給付規定》

(目的)

第1条 この規定は、山梨県PTA扶助会(以下「本会」と呼ぶ)定款第5条に基づき、本会が給付する厚生奨励金及び児童見舞金に関する事項を定める。

(給付の対象及び給付額)

第2条 遺児に対する厚生奨励金(一時金)2と重複して支給しない)原簿生徒の補償者たる会員が死亡した場合、遺児に対する厚生奨励金として一律10万円を付与。死亡事由は問わない。

2 児童生徒・保護者・教職員に対する児童見舞金

(1) PTA活動中の事故による死亡の場合
 ①児童生徒(日本スポーツ復興センターの対象とならない場合)……100万円
 ②保護者・教職員 ……300万円

(2) 児童生徒を対象とした社会的行事参加中の事故による死亡の場合
 保護者・教職員 ……200万円

(3) 教職員の勤務中の事故による死亡の場合
 ……100万円

(給付金の請求手続)

第3条 本会に給付金を請求する場合は、下記書類を県PTA事務局へ提出(学校事務局経由)する。

- (1) 申請書
- (2) 第2条の2については、それぞれの場合を証明する要項

(給付金の受取人)

第4条 給付金の受取人は労働基準法施行規則第42条及び第43条の規定を適用する。ただし、この規則による受取人がいない場合は民法に定められた規定によるものとする。

(給付金の不支給・免責)

第5条 給付金請求事由が次に掲げる場合は給付金は給付出来ないものとする。
 (1) 山梨県PTA親子安全会の会員としての会費を納めていない者
 (2) 給付金発生の事由が発生してから正当な理由なく、2年以上給付金の請求がなかった時
 (3) 給付金請求事由が受取人の犯罪行為に起因する時
 (4) 地震、噴火、台風、その他これに類した天災に起因した事故による死亡。ただし、PTA会員として救出作業に従事した災害事故は除く
 (5) 戦争、争議、紛争など、動乱に起因した傷害事故による死亡
 (6) 1事故1団体への援助金が5,000万円を超えた場合、その超えた部分
 (7) 原資金がなくなった時
 (給付の対象及び給付額)

(給付金の返済)
 第6条 給付金受給者が前条の各号に抵触する事が明らかになった場合は給付金を返済する義務がある。
 (規定の改廃)
 第7条 この規定は山梨県PTA扶助会の理事会の議決を経なければ改廃する事が出来ない。
 (施行期日)
 第8条 この規定は平成21年4月1日から施行する。
 付則 平成26年3月8日 改正
 平成26年4月1日 施行
 付則 平成28年2月6日 改正
 平成28年4月1日 施行

区分	対象	事由	金額
厚生援助金	保護者	児童生徒の保護者(親権者)である会員死亡 (病気・事故等死亡の理由は問わない)	10万円
弔慰見舞金 (事故死亡の場合のみ)	児童生徒	PTA活動中による事故死亡 (日本ボート選手権以外の適用外)	100万円
	保護者・教職員	PTA活動中による事故死亡 児童生徒を対象とした社会的行事参加中による事故死亡 (社会的行事とは、公的機関による主催共催行事)	300万円 200万円
	教職員	勤務中による事故死亡	100万円

(2019)令和元年度県PTA協議会・安全会・扶助会前期行事予定表 (案)

4月		5月		6月		7月		8月		9月				
1	月	1	水	新天皇即位に伴う休日	土	県P定期総会 (東京エレクトロン・ 嵯峨文化ホール)	1	月	木		1	日		
2	火	第4回役員選考委員会	2	木	国民の休日	日		2	火	(第1回 総務委員会)	金	2	月	
3	水		3	金	憲法記念日	月		3	水		土	3	火	
4	木		4	土	みどりの日	火		4	木		日	4	水	
5	金		5	日	こどもの日	水		5	金		月	5	木	
6	土		6	月	振り替え休日	木		6	土	(第1回 母親委員会)	火	6	金	
7	日		7	火	定期会計監査	金		7	日		水	7	土	
8	月		8	水		土		8	月		木	8	日	
9	火		9	木		日		9	火		金	9	月	
10	水	1回審査運営委員会	10	金		月		10	水		土	10	火	
11	木		11	土	広報紙コン・講習会	火	第2回正副会長会議	11	木	(第1回 情報委員会)	日	山の日	11	水
12	金		12	日		水		12	金		月	振り替え休日	12	木
13	土		13	月		木		13	土		火		13	金
14	日		14	火	第1回正副会長会議	金		14	日		水		14	土
15	月		15	水		土		15	月	海の日	木		15	日
16	火	安全会事務説明(中巨)	16	木		日		16	火	第3回正副会長会議 + 常置委員長合 同会議	金		16	月
17	水	安全会事務説明(甲府)	17	金		月		17	水	4回審査運営委員会	土		17	火
18	木	安全会事務説明(吉田)	18	土	常任・新旧理事会 事務局長会議	火		18	木		日		18	水
19	金		19	日		水	3回審査運営委員会	19	金		月		19	木
20	土		20	月		木	関プロ会長・事務局長会議	20	土		火		20	金
21	日		21	火		金	日P定時総会	21	日		水		21	土
22	月		22	水	2回審査運営委員会	土	日P研修会	22	月		木		22	日
23	火		23	木		日	1回常任理事会・ 1回理事会	23	火		金	日P全国大会(兵庫)	23	月
24	水		24	金		月		24	水		土	日P全国大会(兵庫)	24	火
25	木		25	土	日P委員会・協議会 代表者会	火		25	木		日		25	水
26	金		26	日		水		26	金		月		26	木
27	土		27	月		木		27	土		火		27	金
28	日		28	火		金		28	日		水		28	土
29	月	昭和の日	29	水		土	(第1回 企画委員会)	29	月		木		29	日
30	火	国民の休日	30	木		日		30	火		金		30	月
			31	金				31	水		土			

(2019)令和元年度県PTA協議会・安全会・扶助会後期行事予定表(案)

10月		11月		12月		H32年 1月		2月		3月				
1	火	県P情報 132号発行	金		日		1	水	元日 (年末年始の休日)	土	3回常任・3回理事会 第2回選考委員会	日		1
2	水		土		月		2	木	(年末年始の休日)	日		月		2
3	木		日	文化の日	火	中間監査	3	金	(年末年始の休日)	月		火		3
4	金		月	振り替え休日	水		4	土		火		水		4
5	土	2回常任・2回理事会 第1回選考委員会	火		木		5	日		水		木		5
6	日		水		金		6	月		木		金		6
7	月		木		土		7	火		金		土		7
8	火		金		日		8	水		土		日		8
9	水		土	教育県民大行動 討論集会	月		9	木		日		月		9
10	木		日		火		10	金		月		火		10
11	金		月		水	7回審査運営委員会	11	土		火	建国記念の日	水		11
12	土	日P関プロ大会 (千葉市)	火	第4回正副会長会議	木		12	日		水		木		12
13	日	日P関プロ大会 (千葉市)	水		金		13	月	成人の日	木	県P情報 133号発行	金		13
14	月	体育の日	木		土		14	火		金		土		14
15	火		金		日		15	水		土		日		15
16	水		土	(予備日 第7回 県PTA大会)	月		16	木		日		月		16
17	木		日		火		17	金		月		火		17
18	金		月		水		18	土		火		水		18
19	土		火		木		19	日		水		木		19
20	日	教育県民大行動 シンポジウム	水	県民の日	金		20	月		木		金	春分の日	20
21	月		木		土		21	火		金		土		21
22	火		金		日		22	水	8回審査運営委員会	土		日		22
23	水	6回審査運営委員会	土	勤労感謝の日	月		23	木		日	天皇誕生日	月		23
24	木		日		火		24	金		月	振り替え休日	火		24
25	金		月		水		25	土		火		水		25
26	土		火		木		26	日		水	9回審査運営委員会	木		26
27	日		水		金		27	月		木		金		27
28	月		木		土		28	火		金		土		28
29	火		金		日	(年末年始の休日)	29	水		土	会長予定者研修会 第3回選考委員会	日		29
30	水		土	第7回 県PTA大会	月	(年末年始の休日)	30	木				月		30
31	木				火	(年末年始の休日)	31	金				火		31

山梨県PTA協議会

—— 昭和25年9月16日創立 ——

山梨県PTA親子安全会・扶助会

—昭和50年4月1日・平成20年4月1日設立—

〒400-0031

山梨県甲府市丸の内3-33-7

山梨県教育会館5階

TEL 055-228-1342

FAX 055-228-1289

Eメール [info @ nasi-pta.net](mailto:info@nasi-pta.net)

ホームページ <http://www.nasi-pta.net>